

令和 5 年度 大学独自
自己点検評価書

令和 6(2024)年 6 月

金沢星稜大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
1. 金沢星稜大学の建学の精神・基本理念.....	1
2. 本学の使命・目的.....	1
3. 本学の個性と特色.....	1
II. 沿革と現況	2
1. 本学の沿革.....	2
2. 本学の現況.....	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等.....	5
基準 2. 学生.....	9
基準 3. 教育課程.....	32
基準 4. 教員・職員.....	53
基準 5. 経営・管理と財務.....	62
基準 6. 内部質保証.....	71
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	74
基準 A. 産学地域連携.....	74
基準 B. グローバル化の取り組み.....	81

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 金沢星稜大学の建学の精神・基本理念

金沢星稜大学(以下「本学」という。)は、昭和 42(1967)年、金沢経済大学の名称で開学した。「金沢星稜大学学則」第 1 条に示す建学の精神は、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」であり、昭和 7(1932)年に設立された北陸明正珠算簿記専修学校の校訓である「至誠ヲ源トシ、忠実ヲ体トシ、進取ヲ用トスベシ」を簡明にまとめたものである。

2. 本学の使命・目的

「金沢星稜大学学則」第 1 条において、建学の精神を踏まえた使命・目的を次の通り定めている。「本学は教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く専門的学問を教授研究することを目的とし、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」を建学の精神として、広く国家社会に貢献し、北陸の産業の興隆と文化の発展に寄与することを使命とする。」

この使命・目的の下、大学に課せられた極めて公共性の高い使命と公的・社会的性格を認識するとともに、倫理性、社会性を強く念頭に置いて建学の精神を活かした大学運営に努める必要があることから、本学の学生、教員、事務職員全構成員が自覚と責任ある行動に留意し、自らに与えられた使命と目標を達成するため、目指すべき大学像、目指すべき人間像及び行動規範を「金沢星稜大学倫理要綱」に定めている。

3. 本学の個性と特色

建学の精神を具現化し、教育研究活動とともに実学を重視している点に本学の特色がある。経済学部では、地域創生に象徴されるグローバル、ローカル両面の視点から経済・経営にかかわる諸活動を理解する機会、及び地域社会や海外に出て問題事象を分析し、解決策を検討し提案する能力を身に付ける機会を提供している。人間科学部においては、人間の心と体の発達を科学的に考察するとともに、学習フィールドとして学外団体等と関わることで社会における人間の在り方についてスポーツ、健康、子育て、教育の分野から学際的に探究する機会を提供している。人文学部においては、主要な共通言語である英語の学修及び文化や価値観等の多様性への理解を深めるため、早期留学をカリキュラムの基盤においた教育を行っている。

研究活動においては、創造的研究成果を生み出し、国際的・学際的研究に挑戦するとともに、「地域とともに歩む大学」として、地域社会の課題解決に努め、着実な研究成果を地域社会に還元することを本学の特色として Web サイト等で社会に伝えている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

金沢星稜大学を設置する学校法人稲置学園は、初代理事長稲置繁男により昭和7(1932)年金沢市彦三に北陸明正珠算簿記専修学校を創設し、実践的な教育を行ってきた。そして、幼稚園(2園)、中学校、高等学校、短期大学、大学及び大学院を擁する総合学園として、私学教育の一翼を担い地域社会に貢献してきた。

本学は、昭和42(1967)年に経済学部経済学科の単科からなる金沢経済大学として設立された。昭和46(1971)年には、経済学部二部経済学科(夜間部)を設置し、平成26(2014)年の廃止まで地元のニーズに応える教育を行ってきた。また、昭和48(1973)年には商学科を新設、平成14(2002)年には大学院地域経済システム研究科(現経営戦略研究科)を開設し、経済・経営学の教育研究を充実させてきた。また、平成19(2007)年には人間科学部スポーツ学科、こども学科、平成28(2016)年には人文学部国際文化学科を開設し、経済学部経済学科、経営学科とともに3学部5学科体制とした。

令和6(2024)年4月には経済学部の新学科として「地域システム学科」を創設し、3学部6学科体制とする。

さらに、令和7(2025)年4月に人文学部の新学科として「国際英語学科」を創設することを目指し、令和5(2023)年度に人文学部再編検討委員会を設置して設置準備を進めた。大学協議会及び法人理事会の承認を経て、令和6(2024)年4月に文部科学省に設置届出を提出し、令和7(2025)年度には3学部7学科体制となる予定である。

本学では、今後も社会や時代の変化に対応するため、学部の再編や新学部の設置を計画的に進めるとともに、教育内容の充実を図るためのカリキュラム改革など、大学の教育体制の根幹に関わる重要な改革に積極的に取り組んでいく。

表1 本学の沿革

昭和42(1967)年	金沢経済大学開学
昭和46(1971)年	経済学部「二部経済学科(夜間部)」新設
昭和48(1973)年	経済学部一部「商学科」新設
昭和60(1985)年	経済学部一部「商学科」定員増認可
平成12(2000)年	経済学部一部「ビジネスコミュニケーション学科」新設 経済学部一部「商学科」募集停止
平成14(2002)年	金沢星稜大学に大学名変更 大学院「地域経済システム研究科(修士課程)」新設
平成16(2004)年	経済学部一部「現代マネジメント学科」新設
平成19(2007)年	経済学部一部「ビジネスコミュニケーション学科」募集停止
平成19(2007)年	人間科学部「スポーツ学科」「こども学科」新設
平成20(2008)年	大学院「地域経済システム研究科(修士課程)」を「経営戦略研究科(修士課程)」に名称変更
平成22(2010)年	経済学部「二部経済学科(夜間部)」募集停止
平成22(2010)年	経済学部「現代マネジメント学科」を「経営学科」に名称変更

平成 23(2011)年	星稜幼稚園を金沢星稜大学附属星稜幼稚園に園名変更
平成 23(2011)年	星稜泉野幼稚園を金沢星稜大学附属星稜泉野幼稚園に園名変更
平成 24(2012)年	経済学部「経済学科」の収容定員増認可
平成 26(2014)年	人間科学部「こども学科」の収容定員増認可
平成 26(2014)年	人間科学部「スポーツ学科」に特別支援教育課程を設置
平成 27(2015)年	経済学部一部を「経済学部」に名称変更
平成 28(2016)年	人文学部「国際文化学科」新設
平成 30(2018)年	経済学部「経済学科」及び「経営学科」の収容定員増認可
平成 30(2018)年	人間科学部「スポーツ学科」及び「こども学科」の収容定員増認可
令和 6(2024)年	経済学部「地域システム学科」新設
令和 7(2025)年	人文学部に「国際英語学科」新設(予定)

2. 本学の現況

- (1) 大 学 名:金沢星稜大学
- (2) 所 在 地:石川県金沢市御所町丑 10 番地 1
- (3) 学部構成:経済学部 経済学科、経営学科、地域システム学科
人間科学部 スポーツ学科、こども学科
人文学部 国際文化学科
大学院 経営戦略研究科
- (4) 学生数、教員数、職員数(令和 6(2024)年5月1日現在)

表2 学生数

学 部	学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
経済学部	経済学科	259	280	291	271	1,101
	経営学科	182	188	167	185	722
	地域システム学科	62				62
人間科学部	スポーツ学科	75	81	79	76	311
	こども学科	83	70	87	65	307
人文学部	国際文化学科	77	68	69	77	291
計		738	687	695	674	2,794

大 学 院	1 年次	2 年次	計
経営戦略研究科	6	8	14

表3 教員数

専任教員	助手	非常勤講師	計
91	3	71	165

金沢星稜大学

表4 職員数

正職員	嘱託	短時間	派遣	計
51	0	8	2	61

※派遣職員については、部門は大学・短大部共通。

※参照 表2 エビデンス集 2-1, 2-2、表3, 4 エビデンス集 4-2

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

公益財団法人 日本高等教育評価機構が定める「評価基準」に準拠し、令和 5(2023)年度の自己点検・評価を以下の通り実施した。

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

<評価の視点>

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、昭和 42(1967)年の開学時に建学の精神である「誠実にして社会に役立つ人間の育成」の理念を明確に示し、この建学の精神を具体的に実行するため、金沢星稜大学学則第1条において目的と使命、同第4条第3項の別表I(令和6年4月1日施行の付則3)において各学部、学科の教育研究上の目的を明示している。併せて、「金沢星稜大学倫理要綱」において、目的・使命を達成するための目指すべき大学像並びに学生、教員及び事務職員の目指すべき人間像と行動規範を明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

学則第4条第3項別表Iの(教育研究上の目的)は、学生や一般社会に向けて呼びかける目的を持って「です、ます」調に文体を統一し、簡素で平易な文章となるよう心がけている。「金沢星稜大学倫理要綱」とともに学生便覧に掲載し、Web サイトでも公開し、広く社会に向けて発信している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の入学者は北陸三県及び新潟県を中心として集まっており、卒業後の進路先もまた主に北陸地域が選択されている。こうした特色を踏まえ、学則第1条において「北陸の産業の興隆と文化の発展に寄与することを使命とする」ことを明示し、「地域とともに歩む大学」として地域社会の課題解決に努め、着実な研究成果を地域社会に還元することを目指し、Web サイトで社会に伝えている。

1-1-④ 変化への対応

本学は昭和 42(1967)年に金沢経済大学経済学部経済学科を設置し開学した。その後、昭和 46(1971)年に経済学部二部経済学科、昭和 48(1973)年に経済学部一部に商学科(現

在の経済学部経営学科)、平成 14(2002)年には大学院地域経済システム研究科(修士課程)(現在の経営戦略研究科)を設置した。この頃までは「社会に役立つ人材」とは、経済学・商学の専門知識を身に付け、様々な経済活動・商業活動の第一線で貢献できることを意味していた。

平成 19(2007)年に人間科学部を設置し、単科大学から総合大学への第一歩を踏み出した。この後、「社会に役立つ人材」については、スポーツやこどものスペシャリストとしての専門性を身に付け、社会に貢献できる人材を付け加えることとした。さらに、平成 28(2016)年に人文学部国際文化学科を設置することで、世界の共通語である英語を学び、世界の人々の暮らし、文化を理解し地域社会に役立つ人材を付け加えることとした。

さらに、近年地域の DX 化の推進や地域創生の重要性が広く認識されるようになったことに対応し、経済学部にも新学科として、地域の DX 化の推進や持続可能な開発に貢献する人材の育成を目的とする「地域システム学科」を令和6(2024)年4月に設置する。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

教育の使命・目的を端的に示す建学の精神は不易であるが、令和 3(2021)年度に各学部の三つのポリシーの改定に取り組み、これに併せて学則に掲げる「教育研究上の目的」についても各学部・学科を起点に見直しを進め改定を行った。

このように、教育研究上の目的、三つのポリシーの内容は不変ではなく、「金沢星稜大学大学院、学部、学科の教育研究上の目的及び三つの方針の制定と運用に関する規程(令和6年4月1日施行)」と「金沢星稜大学 三つの方針に関する規程(令和6年4月1日施行)」を制定するなど、教育の向上・発展への弛まぬ取組の中で必要な見直しを継続して行い、より良いものへと向上させていくこととする。

また、本学の教育内容については、地域の企業や卒業生などの意見を聴くなど、客観的な視点を取り入れた確認を行い、社会情勢の変化を踏まえた点検を継続し改善につなげていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

<評価の視点>

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条及び第 4 条第 3 項並びに「金沢星稜大

学倫理要綱」において定めるほか、本学園が策定する中期計画においても本学の当該目的等を反映させた基本方針を定め、役員、教職員でその重要性の共有を推進している。

また、使命・目的及び教育目的を制定又は改定する際は、教職員が参画する学科会議、常任部会及び学部教授会の意見を踏まえて協議会で審議し、学長が承認した後、常務理事会を経て理事会において最終審議を行う。これにより、役員及び教職員全体に理解され支持されている。

1-2-② 学内外への周知

学生には、建学の精神をはじめ、大学の使命・目的及び教育目的を掲載した学生便覧を入学時に配付するとともに、新入生研修でもこれら目的等について説明される。教職員には、大学の使命・目的及び教育目的を明示・周知するために、学生便覧を配付するほか、新年度始めの全学教授会で、学長から説明が行われる。なお、理事会での決定事項は、学内のグループウェアを通して全教職員に周知される。

学外に対しては、Webサイトにて大学の使命・目的及び教育目的の内容を公開している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の中期計画と事業計画は、建学の精神と大学の使命・目的及び教育目的を踏まえた基本方針と到達目標に基づき、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの 5 か年計画として策定している。

○中期計画において次の五つの基本領域を設定した。

- I 教育の充実(教育の質の向上、学生生活支援の充実、地域社会への貢献の推進、研究活動の推進)
- II 志願者・入学者の確保(入学者選抜制度の改革、戦略的な広報の推進)
- III 進路確保・進路保障(実質就職率の向上、公務員・教員の採用実績の向上)
- IV 経営基盤の改善・強化(人事政策、財務政策、入学者の確保、経常費補助金及び私立大学等改革総合支援事業等補助金の申請)
- V 運営体制の改善(業務執行の改革・改善、人材育成の充実、大学運営全領域に関わるデータを取り扱う IR 機能の整備)

○2023 年度事業計画においては、次の 8 事業項目について実施した。

- (1) 大学・短期大学部の総合的な将来構想フレーム策定
- (2) 学生募集及び入試広報機能の強化
- (3) 志願者の確保政策及び入学者の確保・適正化、経済学部第3学科新設の成功
- (4) 教育の質の向上
- (5) 進路確保・進路保証
- (6) 研究活動の推進
- (7) 地域社会への貢献
- (8) 補助金の獲得強化

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づいて学部・学科の三つのポリシーを策定し、学生便覧、Web サイトにて公開している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

建学の精神、教育の目的及び三つのポリシーを明示し、教職員が教育研究において取り組むべき方向性を示している。それらを実現する教育研究組織として、経済学部には3学科(地域システム学科は令和6(2024)年4月1日から)、人間科学部に2学科、人文学部に1学科、大学院として経営戦略研究科の1研究科があり、3学部6学科、大学院1研究科を設置している。また、教養教育を学部・学科を横断して担当する教養教育部を設置している。その学部・学科、教養教育部及び研究科の教育課程は、学部・学科、教養教育部においては学則第8条、研究科においては大学院学則第7条から第11条に定めるとおり編成している。

また、本学の使命・目的及び教育目的をより効果的に達成するために、学則第59条に定めるとおり附属施設として、図書館、総合研究所、地域連携センター、国際交流センター、キャリアセンター、教職支援センター及び総合情報センターを設置している。これらの附属施設は、適切な規模・構成を有し、各学部・学科、大学院と連携を取りながら運営されている。

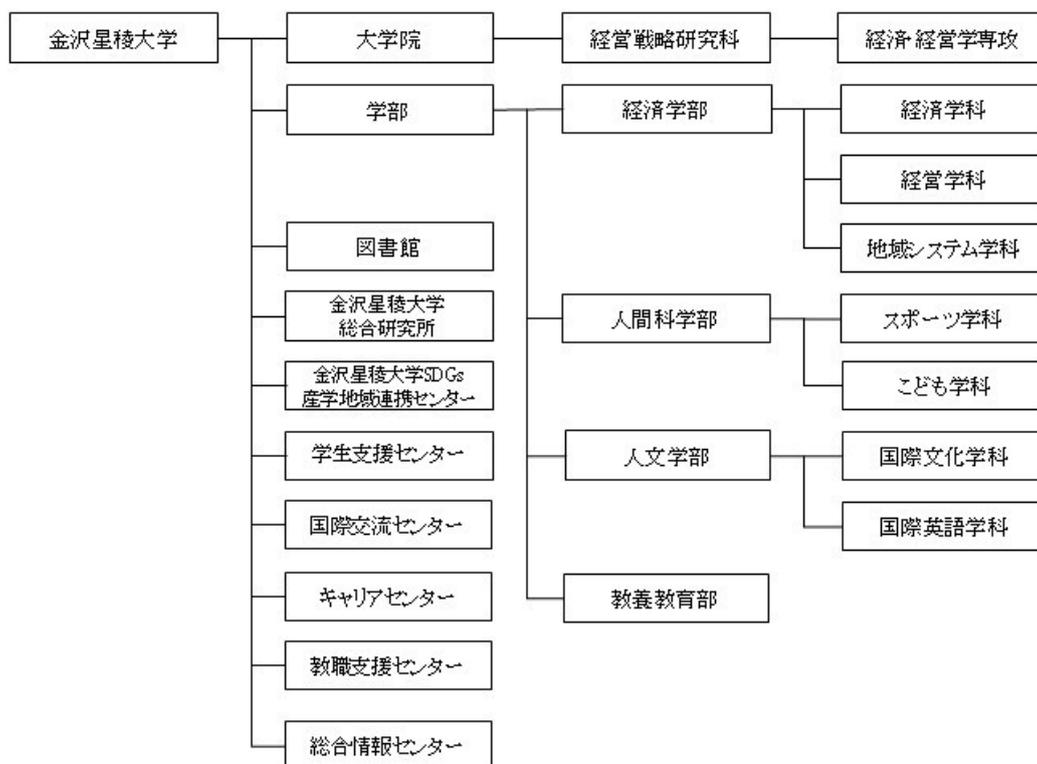


図1 金沢星稜大学 教育研究組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

大学の使命・目的及び教育の目的の理解と支持は、継続して深めるよう取り組む。5 か年の中期計画事業を確実に遂行し、毎年度見直しを行いながら、三つのポリシー及び教育研究組織は、大学を取り巻く環境の変化に適時適切に対応し、同時に使命・目的及び教育目標を確実に反映させていく。

[基準 1 の自己評価]

本学の建学の精神に示された使命・目的及び教育研究上の目的は簡潔に明文化されている。これを反映した三つのポリシーとともに、その内容については Web サイト、学生便覧などを通じて、大学全体及び社会に広く公開している。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

<評価の視点>

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

1) アドミッション・ポリシーの策定

令和 2(2020)年度に各学部の各学科において三つのポリシーについて見直し及び改定作業が行われ、求める学生像と入学者選抜の基本方針がより具体化された新しいアドミッション・ポリシーが、令和 4(2022)年度の入学者より適用されている。

令和 5(2023)年度には、令和 6(2024)年度からの経済学部地域システム学科新設に向けて、地域システム学科の三つのポリシーを新しく策定するとともに、経済学部内の各学科の教育体系最適化のために経営学科のカリキュラム・ポリシーも一部改定された。ただしアドミッション・ポリシーは継続された。

大学院経営戦略研究科のアドミッション・ポリシーは平成 27(2015)年度に制定された。現在においてもそのアドミッション・ポリシーは適正なものと考えられ、本研究科の受入れ方針としては、経済学、経営学及びその関連領域の理論と応用について、高度な専門的知識を得るだけでなく、それらを実践的に活用する力を身につけたいという意欲を持つ人を求めている。

○入学者受入れの方針

<経済学部・人間科学部・人文学部>

【経済学部アドミッション・ポリシー】

経済学部では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

[知識・技能]

経済・経営事象の問題を認識、分析するために必要な下記のような基礎学力を持つ人。

- ・日本語や英語の読解力
- ・数的な処理能力
- ・科学的な物の見方
- ・歴史の流れの理解

[思考力・判断力・表現力]

- ・社会の動きを経済的視点で探究したい人。
- ・Think globally act locally、Think locally act globally を実践したい人。

[主体性・多様性・協働性]

- ・他者と協力し、組織として取り組む力の大きさを体験したい人。
- ・自主自律の精神を身につけたい人。
- ・自分を超越する力を身につけたい人。

【経済学科アドミッション・ポリシー】

経済学科では、以下の3つの意思を強く持つ人を求めます。

[知識・技能]

経済の専門知識・技能を修得し、ビジネスや行政など社会で活動するための実践的な能力を身につける意思のある人。

[思考力・判断力・表現力]

経済の専門知識・技能を基に、社会の中で課題を発見し、分析・解決しようとする意思のある人。

[主体性・多様性・協働性]

自らの意思を持ち、様々な者と協働しながら、社会に貢献しようとする意思のある人。

【経営学科アドミッション・ポリシー】

経営学科では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

[知識・技能]

社会の中で働くための専門知識を修得し、ビジネスや行政、地域経済において活躍するための実践的な能力を培うポテンシャルを持つ人。

[思考力・判断力・表現力]

課題を分析・解決する方法を学び、社会の中でそれらを用いる力を培うポテンシャルを持つ人

[主体性・多様性・協働性]

社会から即戦力として期待され、評価される人材たらんとする気概を持った人。

【地域システム学科アドミッション・ポリシー】

地域システム学科では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

[知識・技能]

社会の中で働くための専門知識を修得し、ビジネスや行政、地域創生において活躍するための実践的な能力を培うポテンシャルを持つ人。

[思考力・判断力・表現力]

データ分析に基づいて地域課題を発見・分析し、デジタル技術を用いて地域創生や地域価値の共創に資する解決策を検討し提案する能力を培うポテンシャルを持つ人。

[主体性・多様性・協働性]

社会から即戦力として期待され、評価される人材たれんとする気概を持った人、地域デジタル人材を目指す人、地域創生・持続可能な地域づくりに関心を持つ人。

【人間科学部アドミッション・ポリシー】

人間科学部は、世界と地域社会が多様に変化する時代にあつて、人間科学を探究し「人間力」を高め、すべての人々が共に学び、生きる共生社会の創造に貢献していきたいと考える意欲ある人を求めます。

人間科学部では、スポーツ学科とこども学科の2つの学科を設置し、それぞれスポーツ科学とこども学を修めていきます。そのために専門科目を理論的に修めていくことはもちろんですが、フィールド演習や実習で学外へ出て、地域社会の様々なスポーツイベントや教育、保育、文化活動に参画し、実践的知識を身につけていく学びに特徴があります。ゼミナールではこれら実践的知識を仲間と共有し、課題を分析し、理論と関連づけながら往還的に学びを深めていきます。このように、人間科学部で「誠実にして社会に役立つ人間」として成長していくためには、アクティブな実践力が必要ですし、グローバルな視点も欠かすことができません。また、地域に出れば、異なる世代や立場の人たちと関わり、様々な考えや意見に素直に耳を傾ける姿勢も大切になってきます。

そこで、「人間力」の基礎となる以下の資質・能力と意欲をもった人を広く受け入れます。

[知識・技能]

(1) 高校までの基礎的・基本的な学習内容を理解し、これを活用できる人。

[思考力・判断力・表現力]

(1) 自分の考えや意思を伝えるために、必要な情報を収集し整理して、相手にわかりやすく表現し伝えることのできる人。

[主体性・多様性・協働性]

(1) スポーツ、健康、子育て、教育の分野から人間の持っている可能性と社会における人間の在り方を探究したい人。

(2) 仲間と積極的にコミュニケーションをとり、協力して物事をやり遂げる人。

(3) 共生社会の創造と発展にむけて、地域の団体や関係機関で人と関わって活動をした人。

(4) 常に自らの生活や学びを振り返り、向上心をもって努力する人。

(5) 人と自然・文化を愛し、自らの人間力を高めたい人。

※「人間力」とは、考える力(問題を発見・分析し総合的に考える力)、表現する力(自分の意志と思考を表現する力)、思いやる力(人間とその環境を思いやる力)、関係を築く力(人間とその環境にかかわり調整する力)、やり遂げる力(設定した目標と課題をやり遂げる力)であり、社会で調和し活躍するための基礎的な資質や能力のことです。

【スポーツ学科アドミッション・ポリシー】

スポーツ学科では、スポーツに親しむとともに健康の保持増進や体力の維持向上に関心を持ち、生涯にわたり豊かなスポーツライフを自他とともに継続できる「スポーツスペシャリスト」の育成を目指しており、以下のような学生を求めます。

[知識・技能]

- (1) スポーツがすべての人々の権利とされる意義や価値を理解し、スポーツを科学的・社会的・文化的に広く捉えるために必要な基礎的な知識や学力を有している人。

[思考力・判断力・表現力]

- (1) これまでのスポーツ体験をスポーツや健康の科学的な見地から振り返り、科学的に裏付けられた経験を積み重ねていけるプランを構築し、これを実践できる人。

[主体性・多様性・協働性]

- (1) スポーツや健康に関する実践を科学的知見に基づく理論へと融合し、スポーツ科学を深め汎用できる「スポーツスペシャリスト」を目指す人。
- (2) これまでに学校体育や部活動、地域のスポーツクラブなどでの活動を通じて、お互いを思いやる力を育み、自他の環境と安全に配慮しながら学習や生活のできる人。
- (3) スポーツを愛好し、スポーツに参加する過程でコミュニケーション力を高め、生涯にわたって「する」「みる」「ささえる」の様々な立場から積極的にスポーツと関わりたいと考えている人。
- (4) 教員免許状(中学校・高等学校保健体育、特別支援学校)や各種スポーツ指導員(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、障がい者スポーツ指導員、健康運動指導士など)の公認資格を取得し、将来的に社会で自らの経験と資格を活かせる仕事に就きたいと考えている人。

【こども学科アドミッション・ポリシー】

こども学科では、こどもの成長過程と発達段階についての専門的な知見をもつ「こどもスペシャリスト」の育成を目指しており、以下のような学生を求めます。

[知識・技能]

- (1) 教員免許状(小学校、幼稚園)や保育士資格を取得するために必要な基礎的な学力とプレゼンテーションに関する基本的な能力を有している人。
- (2) 様々な活動経験から身につけた技芸を、こどもの学びや活動の支援に活かしていける人。

[思考力・判断力・表現力]

- (1) コミュニケーションに関する基本的な能力を有し、異なる立場の人たちと関わり、考えや意見に素直に耳を傾ける姿勢をもっている人。

[主体性・多様性・協働性]

- (1) 常に探究心を持ち、学修や研究上の新たな課題を主体的に解決していきたいと意欲あふれる人。
- (2) 仲間と協力して物事に取り組むことのできる人。
- (3) こどもや地域社会と積極的にかかわり、こどもの視点に立って生涯を通し、子育てや教育に深く関わりたいと考えている人。

- (4) 授業や課外活動、社会活動に積極的に参加し、向上心を持って努力する人。
- (5) 教員免許状(小学校、幼稚園)や保育士資格を取得し、将来的に自らの経験と資格を活かした仕事に就きたいと考えている人。

【人文学部アドミッション・ポリシー】

人文学部では、以下の学力、意欲、興味を持つ人を求めます。

[知識・技能]

- (1) 実用英語検定 2 級、もしくは、CEFR B1 相当の英語力を持っている人。
- (2) 世界の動向に興味があり、探究心を持って学習することができる人。
- (3) 言語や文化に関心を持ち、積極的に学習することができる人。

[思考力・判断力・表現力]

- (1) 知識・技能を活用して、自ら考え、課題を発見し、課題解決のために探求することができる人。
- (2) 課題解決をして得た成果を、他者に報告することができる人。

[主体性・多様性・協働性]

- (1) 高い目標を持って積極的に学ぶ意欲がある人。
- (2) 英語の習得とその高度な運用を目指して努力できる人。
- (3) 自国や地域社会を含む世界各地の多様な文化に関心を持ち、人びとの暮らしや価値観を相手の立場から理解できる人。
- (4) 異文化交流に積極的にに関わり、地域社会や国際社会に貢献する意欲がある人。

2) アドミッション・ポリシーの周知

Web サイト、学生募集要項及び学生便覧にアドミッション・ポリシーを明記し、入学者受入方針の周知に努めている。また、オープンキャンパス及び進学説明会等での学部概要説明においてもアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

大学院経営戦略研究科においては、Web サイト、学生便覧及び学生募集要項にアドミッション・ポリシーを明記し、入学者受入方針の周知に努めている。また、大学院の進学説明会等においてもアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<経済学部・人間科学部・人文学部>

1) 令和 6(2024)年度入学者選抜

令和 6(2024)年度(令和 5(2023)年度実施)の大学入学者選抜においては、志願者の「学力の 3 要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性)」をより多面的・総合的に評価するため、表 5 のとおりの選抜区分を設け、学部ごとに適切な見直しを図った。

表 5 令和 6(2024)年度入学者選抜区分

選抜区分	選抜名称	対象学科
学校推薦型選抜	指定校方式	全学科
	公募制方式	全学科
	公募制方式(専門・総合)	地域システム学科・スポーツ学科

金沢星稜大学

	併設校方式	経済学科・経営学科・地域システム学科・スポーツ学科
一般選抜	一般方式 A 日程	全学科
	一般方式 B 日程	全学科
	一般+共通テスト併用方式 A 日程	全学科
	一般+共通テスト併用方式 B 日程	全学科
	大学入学共通テスト利用方式 A 日程	全学科
	大学入学共通テスト利用方式 B 日程	全学科
	大学入学共通テスト利用併設校方式	経済学科・経営学科・地域システム学科・スポーツ学科
総合型選抜	プラス1方式	全学科
	スポーツ実績評価方式	経済学科・経営学科・地域システム学科・スポーツ学科・こども学科
その他の選抜	外国人留学生選抜	全学科
	社会人選抜	全学科
	併設校編入学選抜(金沢星稜大学女子短期大学部生のみ対象)	経済学科・経営学科・スポーツ学科・こども学科・国際文化学科
	編入学選抜 3 年次編入	経済学科・経営学科・スポーツ学科・こども学科・国際文化学科
	海外協定校編入学選抜	経済学科・経営学科

学校推薦型選抜においては、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する観点から、経済学部・人間科学部・人文学部での出願資格や評価項目等の見直しを行い、出願資格である評定平均値の基準を変更した。人文学部においては、公募制方式での出願資格となる英語資格の基準も変更した。

総合型選抜プラス1方式において各学科のアドミッション・ポリシーをより具体化するために、求める学生像の項目を見直した。試験科目についても、受験者の能力・適正や学習意欲を総合的に評価するために基礎学力検査を廃止し、小論文試験、プレゼンテーション試験、面接試験を各学科にアドミッション・ポリシーに応じて設定した。

総合型選抜スポーツ実績評価方式においては、対象学科として地域システム学科とこども学科を追加した。

2) 入学者受入体制

入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、機密性、中立性、公正性の観点から当該入学者選抜の業務を適切に管理・運営するために、令和 2(2020)年度に「金沢星稜大学入学者選抜会議規程」(以下「入学者選抜会議規程」)及び「金沢星稜大学入試問題作成委員会規程」(以下「入試問題作成委員会規程」)を制定した。

「入学者選抜会議規程」に基づき、入学者選抜会議(以下、「選抜会議」という。)を置き、入学者選抜に関する事項、選抜区分「総合型選抜(プラス 1 方式)」に関する事項及び選抜区分「総合型選抜(スポーツ実績評価方式)」に関する事項を審議及び実施している。

また、選抜区分「総合型選抜(スポーツ実績評価方式)」の対象指定クラブの監督及び顧問の意見を聴くため、選抜会議にスポーツ実績評価方式候補者選定委員会を置いた。

令和 6(2024)年度入学となる学生募集に関して、感染症法上における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したことを受けて、オンラインの説明ツールの活用や Web 上での情報発信など感染拡大防止に引き続き注意を払いながら、対面型の説明機会を積極的に増やすよう努めた。

オープンキャンパスについては、「オープンキャンパス活性化プロジェクト」に所属する学生スタッフを中心に、学生主体で企画運営を実施した。計 5 回実施した結果、参加者数は延べ 1,300 人(前年度:1,053 人)であった。

また、受験生に向けて入学者選抜対策講座を、推薦選抜対策は対面で、一般選抜対策はオンラインで実施した。推薦選抜の対策講座は参加者数 179 人(前年度:173 人)、一般選抜の対策講座は参加者数 53 人(前年度:80 人)であった。なお、入学者選抜対策講座参加者及び当日参加がかなわなかった申込者には、YouTube による入試概要説明動画の公開先を送付した。

高校教員を対象とした進学説明会は、令和 5(2023)年 6 月 13 日(火)に本学にて対面形式で実施した。同時に Zoom によるリアルタイム配信も行い、オンライン参加も可能とした。なお、塾・予備校講師等はオンライン参加のみとした。結果、会場参加は教員が 36 人(前年度:27 人)、オンライン参加は教員が 19 人(前年度:20 人)、塾・予備校が 10 人(前年度:8 人)であった。

さらに、令和 5(2023)年度も昨年に引き続き、高校生、保護者及び教育関係者を対象にオンライン個別相談(平日 10:00~17:00)を開設し、4 件の相談があった。

試験問題の作成は、「入試問題作成委員会規程」に基づき、作問要領等を作成した上で大学が自ら行っている。

選抜試験実施については、選抜区分ごとに実施要領及び監督要領を作成し、合否判定に関しては、学則第 40 条に基づき、教授会の議を経て協議会で審議し決定することとしている。

入学前教育に関しては、学校推薦型選抜、総合型選抜に合格した入学予定者を対象に実施している。令和6(2024)年度入学予定者に対しては、全学科の入学前共通課題として、「星稜ドリル」と称する e ラーニング教材を実施した。人間科学部及び人文学部ではそれらに加えて学部・学科独自の特別課題を課し、学生・教員双方にとってのスムーズな就学導入を図った。

3) 入学者受入れの検証

毎年、出願傾向や志望動機などを把握するとともに、入学後の学修に活かすための「新生アンケート」を入学者に対して実施している。

<大学院経営戦略研究科>

1) 令和 6(2024)年度入学者選抜

本研究科の募集は、1 期(令和 6(2024)年 4 月入学)、2 期(令和 5(2023)年 9 月入学)において、一般選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜及び学内選考によって入学者選抜を実施している。

本研究科の志願者は、目的意識、修学意欲共に極めて高い者が多く、「旺盛な知的好奇心を持ち、自らの問題意識に基づき修士論文を執筆する人」という本研究科のアドミッション・ポリシーに沿った受け入れが行われている。

2) 入学者受入体制及び検証

学生募集に関しては、税理士志望の社会人に向けて北陸の税理士事務所に隔年で大学院の案内パンフレットを送付し案内している。本学経済学部学生に対しては、学内説明会の開催、大学院の科目を履修可能とする早期履修制度を設けるなどして、大学院選抜についての情報を発信している。

合否判定に関しては、学則に基づき経営戦略研究科委員会の議を経て協議会で審議し決定している。

入学者に対しては、日頃から研究指導の教員を中心に、授業担当の金沢星稜大学教員らが入学者の意見を聞いている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<経済学部・人間科学部・人文学部>

令和 6(2024)年度においては、入学定員の 1.05～1.15 倍の範囲を目標に入学者選抜を行った。令和 6(2024)年度における学生受入れ数(編入学を除く)は、658 人の入学定員に対して 740 名(入学定員の 1.12 倍)であり、令和 6(2024)年度の在籍者数は、収容定員 2,632 名に対して 2,794 人(収容定員の 1.06 倍)となった。令和 5(2023)年度において入学定員を満たせなかった人文学部(入学定員の 0.92 倍)は、令和 6(2024)年度においては入学定員の 1.04 倍の入学者を確保した。引き続き、選抜日程、指定校推薦枠、追加合格の取り扱い等について精査を行い、令和 7(2025)年度入学者選抜においては、各学科定員数以上の卒業生の輩出を見込み、1.05～1.15 倍の入学者の確保を数値目標とする。

<大学院経営戦略研究科>

令和 6(2024)年度選抜における学生受入れ数は、10 人の入学定員に対して 6 人であった。

令和 6(2024)年度の在籍者数は、収容定員 20 人に対して 14 人となった。今後は地域や産業界との連携強化や引き続き学生数増加に向けた広報活動や入学支援を進め、学生の確保を目指す。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

<経済学部・人間科学部・人文学部>

1) 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーの策定(見直し)については、令和 2(2020)年度に全学部において見直しを行った以降も、新学科設置を機に適宜見直しを行っている。引き続き、Web サイト、学生便覧及び学生募集要項に明記し、オープンキャンパス及び進学説明会等の学部概要説明においても周知に努めていく。

2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

令和 2(2020)年度より各学部の各学科において三つのポリシーについて見直しを進め、令和 3(2021)年度に入学者選抜の基本方針を具体化し、令和 4(2022)年度の入学者より新しいポリシーを適用している。

今後は、前述の「金沢星稜大学入学者選抜会議」が関係部局と連携し、受験者や入学者の分析を踏まえ、入学者選抜の実務改善及び統計・評価等の精度を高め、各種入試戦略へ反映させていく必要がある。

3) 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の 2024 年度事業計画においては、「アドミッション・ポリシーに則した学力の3要素を多角的・総合的に評価する入学者選抜制度の運用と併せ、学生募集にかかる分析と戦略立案機能、広報機能を強化する。」ことが方針として示され、具体的な数値目標として入学者数が入学定員の 1.05～1.15 倍となり、卒業時には入学定員の学生数が在席している状況となるようにすること、志願者数については、延べ人数 3,000 人、実人数 1,300 人を単年度達成目標とすることがあげられている。

適切な学生受入れのための総合的な施策のひとつとして、令和 6(2024)年度 4 月より経済学部にて「地域システム学科」を新設することとなった。「地域システム学科」は同学部の既存 2 学科(経済学科・経営学科)から志願者層の幅拡大を意図としている。入学者選抜については、三つのポリシーとの整合性を意識した学科の独自性を訴求していく。入学者定員は、年内選抜で 67%そのうちの 20%を総合型選抜(プラス 1 方式及びスポーツ実績評価方式)と設定した。令和 6(2024)年度はプラス1方式にて 15 人の入学者を実現できた。ただし学校推薦型選抜については指定校方式及び公募制方式併せて 35 人の募集枠に対し 18 人の入学者に留まったことは、次年度に向けた反省点と言える。

全国的な傾向として、年内選抜による早期の進学先決定を志望する受験者層は増加しており、多くの私立大学が年内選抜での入学者獲得に向けた戦略を講じている。本学においても令和 7(2025)年度入学者選抜の年内選抜における志願者、入学者の獲得に向けて、募集人員数の段階的な拡充を掲げている。

2025 年度:年内選抜 311 人【47.0%】／年明け選抜 347 人【53.0%】

2024 年度:年内選抜 303 人【46.0%】／年明け選抜 355 人【54.0%】

2023 年度:年内選抜 185 人【28.1%】／年明け選抜 473 人【71.9%】

また、評定平均値等の出願条件や試験科目の見直し策を講じており、より広く門戸を開き、アドミッション・ポリシーに即しながら、目標入学者数の充足を図ることとしている。

＜大学院経営戦略研究科＞

1) 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

引き続き、Web サイト、学生便覧及び学生募集要項に明記し、大学院概要説明においても、アドミッション・ポリシーの周知に努めていく。

2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

研究科の募集は、1 期(令和 6(2024)年 4 月入学)、2 期(令和 5(2023)年 9 月入学)において、一般選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜及び学内選考によって入学者選抜を実施している。本研究のアドミッション・ポリシーへの適合性を確認すべく、同ポリシーに基づく出題を行うとともに、すべての入学者選抜で面接試験を実施している。

3) 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

収容定員は概ね維持されているが、単年度の入学定員は満たしていない場合がある。そのため、学生募集に関して、関係機関への大学院の案内、大学院の科目の早期履修制度、大学院説明会などを通じ、大学院選抜についての情報を発信していることに加え、2 年での修了が困難な場合でも、学費は変わらず最大 4 年間まで履修できる長期履修制度を、令和 6(2024)年 4 月入学者からを対象として新しく導入した。

2-2 学修支援

＜評価の視点＞

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

本学では学修支援の窓口は教務課となっている。教務課は事務職員が事務的立場から学生に対して日常的な学修支援を行っている。また、金沢星稜大学教務部会規程に基づき、各学部学科から選ばれた教員が教務課の職員と合同で教務部会を定期的開催(基本的に月一度)するとともに、緊急的な案件がある場合は学内ネットワークを通じて適宜開催している。教務部会では、教育的見地と事務的見地の両面から、学生の学修支援に関する方針・計画・実施体制について協議するとともに、学生の学修支援に関する個別の事項(履修、単位取得、学修、学外授業、TA・SA(Student Assistant)制度、新入生研修など)について協議し、教務部会重点項目年間スケジュールに基づき執行している。あわせて金沢星稜大学履修規程等の見直し、学生にとっての学修のよりどころとなる学生便覧、教員にとっての授業運営のよりどころとなる教員便覧等の整備に努めている。部会における会議の内容については議事録としてまとめ、重要課題を学部教授会で報告するとともに、学内ネットワークを通じて

随時行われる拡大教務部会(各学部長・学科長も参加)で全学的な検討を深めることにより、学修支援や授業改善に関する全学的な共通理解を促している。尚、教務部会の構成としては令和 5(2023)年度、教務課の職員数 6 名、教務部会所属の教員数 7 名となっている。

教員と学生及び保護者(当該学生分のみ)は、Web 上でパスワードにより保全されたサイトから単位取得状況、成績、GPA 等や出席状況等が把握できるようになっており、学修状況に応じて指導援助を行うための共通理解が図られる体制が整っている。年に 2 回(9 月と 3 月)保護者懇談会を開催し、主に取得単位数が不足気味の学生や学生生活で悩みを抱えている学生の保護者を対象に、ゼミ教員が保護者と個別面談を行い、退学・休学・留年に至らないよう学生を指導するための相談を実施している。令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため対面での開催を中止し、電話やメール等により対応したが、令和 4(2022)年度は参加人数等を制限し感染対策を講じた上で対面により実施、令和 5(2023)年度は通常の対面方式で実施した。

○令和 5(2023)年度保護者懇談会の実施状況

- ・9 月 9 日(土) 福井地区保護者懇談会
会場: ザ・グランユアーズフクイ(ホテルフジタ福井内)
参加: 6 組(11 名)

- ・9 月 10 日(日) 富山地区保護者懇談会
会場: オークスカナルパークホテル富山
参加: 53 組(66 名)

- ・9 月 16 日(土) 個別懇談会及び保護者対象就職支援ガイダンス
会場: 本学
参加: 76 組(94 名)

- ・3 月 23 日(土) 個別懇談会及び保護者対象就職支援ガイダンス
会場: 本学
参加: 42 組(53 名)
※各ゼミ担当者による事前相談件数も含む

また、上記の定期的な保護者対象の懇談会以外にも、単位取得や学生生活の悩みを抱える学生を対象に、ゼミナール担当教員がオフィスアワーなどを活用し、個別に相談・指導を行っている。退学や休学を希望する学生に対してはゼミナール等担当教員が必ず面談し、学生から事情を詳しく聞き、面談内容を記録に残すことで、退学や休学に至る原因の把握に努めている。中途退学、休学及び留年者については、その実態及び原因分析、改善方策について毎月の教授会で話し合い今後の指導に生かすように努めている。

< 大学院経営戦略研究科 >

本学では学修支援の窓口は教務課となっており、事務職員が事務的立場から学生に対し

て学修支援を行っている。夜間開講時はメール、電話等で対応している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

本学では TA 制度も存在するが、大学院生が少ない上に社会人もいるため、大学院生の TA 確保は困難な状況である。そのため一定の条件を満たした学部学生を雇用した SA 制度の充実を図っている。また、新入生研修、障がいのある学生への学修配慮などの学修支援体制を整えている。

1) SA 制度

SA の業務内容はグループワーク補助、パソコン操作補助、質疑対応などの授業補助としている。SA の採用基準は厳格に設定され、当該科目 S 又は A 評価で単位取得し、かつ原則 GPA2.5 以上等、所定の条件を満たした学生を SA 採用候補者としている。また、教務部長と教務課職員が採用予定者に事前指導を行っている。SA 制度を利用した教員に対しては、学期終了後に実施報告書の提出を義務付け、SA 制度の改善に役立てている。

令和 5(2023)年度に SA 制度を活用した授業は以下のとおり 17 科目あり、延べ 19 人(実数 18 人)の学生が SA として雇用された。

令和5(2023)年度 授業補助学生(SA)

区分	科目名	曜日時限	SA採用人数	区分ごと合計人数	
1Q	情報リテラシー③	火金3	1	1Q	4名
1Q	教養ゼミナールA-8	水1	1	2Q	1名
1Q	教養ゼミナールA-28	水2	1	前期	8名
1Q	情報教育の理論と方法	月1	1	3Q	1名
2Q	教養ゼミナールB-21	水1	1	4Q	1名
前期	スポーツ実技(水泳)	火5	1	後期	4名
前期	視覚障害者教育総論	水4	1	計	19名
前期	原価計算論	火1	1		(実数 18名)
前期	経営学入門(経営)①	水2	2		
前期	Let's Try ICT①	月4	1		
前期	Let's Try ICT②	金5	1		
前期	人的資源管理論	火2	1		
3Q	教養ゼミナールC-26	水1	1		
4Q	教養ゼミナールD-10	水2	1		
後期	租税論	金2	2		
後期	Let's Try ICT③	木3	1		
後期	会計情報論	月2	1		

2) 新入生研修

新入生に対しては全ての学部で毎年研修を行っている。教員、事務職員及び学生ボランティアが、新入生に対して学修上の相談、質疑等を受け、アドバイスをするなど、入学直後から学修支援を行っている。

令和 5(2023)年度の新入生研修は、原則全員参加で実施した。

○令和 5(2023)年度新入生研修の実施状況

実施日:4月7日(金)、8日(土)

経済学部:山代温泉

経済学科(参加学生数:273名)

経営学科(参加学生数:189名)

人間科学部:和倉温泉

スポーツ学科(参加学生数:83名)

こども学科(参加学生数:71名)

人文学部:千里浜

国際文化学科(参加学生数:69名)

3) 障がいのある学生への学修支援

学生支援センターの一部門としてアクセシビリティ支援室がある。アクセシビリティ支援室では、学生支援センター長が、学生の申請に応じて毎年度4月に障がい学生と個人面談を実施して、各障がい学生のニーズを把握して合理的配慮の提供に努めている(2024年5月1日現在の該当学生は5名、2023年度の該当学生は23名、2022年度は、該当学生は13人いたが、授業に関係した合理的配慮を申請した8名と面談を実施した)。その個人面談で出てきたニーズについては、学生相談室や保健室等の関係部署とも連携をとり、可能な限り学生のニーズに応える対応を全学として取り組んでいる。聴覚障がい学生に対しては、学生支援課とも連携をとりながら、対象学生が希望する授業及び方法で現役学生のノートテイカーを配置することや、音声認識・自動文字起こしシステムを利用し、授業における情報保障を実施できるようにしており、令和6(2024)年5月1日現在の該当学生は1名である。

4) 中途退学、休学及び留年などへの対応策

年に2回(9月と3月)保護者懇談会を開催し、主に取得単位数が不足気味の学生や学生生活において悩みを抱えている学生の保護者を対象に、ゼミ担当教員等が個別に面談し、退学、休学、留年へと至らないよう学生を指導していくための相談を行っている(保護者懇談会の実施状況については「2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備」参照)。また、定期の懇談会以外でも、単位取得不足や学生生活の悩みなどの問題のある学生に対して、ゼミナール担当教員等がオフィスアワーなどを利用し個別に相談や指導を行っている。

退学や休学、復学を希望する学生に対しては、ゼミナール担当教員等が必ず面談し、学生からそのような決意に至った事情を詳しく聞き、面談内容を「学籍異動伺」に記述し残している。それにより退学や休学等に至る原因の把握に努めている。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

<経済学部・人間科学部・人文学部>

SA 制度を活用した教員からの自己評価は高い一方で、本学の開講コマ数と比べるとまだ活用が少ない状況にある。教務部会から教授会に対して制度の意義や実績等を報告し、効果的な活用を促進するとともに、SA 募集の早期告知のほか、新任の教員が SA 制度について十分な理解を深め早期活用を図ることができるよう、新任教員研修における制度説明等の周知に努めている。令和 3(2021)年度からはクォーター科目における SA 申請の利便性を高める運用改善を行い、活用を促している。また、令和 2(2020)年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の授業科目について新たに遠隔授業により開講されたこともあって SA 制度の効果的な活用の意義がさらに高まったことを踏まえ、教務部会で検討した結果、SA に対する正当な対価として契約上の単価を 1,050 円/1 時間から 1,100 円/1 時間に引き上げている。

また、ゼミナール等担当教員による指導体制の効果が現れ、退学者数・除籍者数を合わせた数が、令和元(2019)年度 47 人、令和 2(2020)年度 33 人、令和 3(2021)年度 37 人、令和 4(2022)年度 27 人、令和 5(2023)年度 31 人となっている。5 年前と比較して減少傾向にある。この改善は、学生支援体制の強化が一定の効果を上げていることが要因と考えられる。この傾向を維持するため、引き続き指導体制を確保し、学生のサポートを充実させる必要がある。

< 大学院経営戦略研究科 >

夜間開講時はメール、電話等で対応しているが、事務職員の就業規則等を見直し提供できる体制を整える必要がある。また、研究を行う上で重要となる図書館の開館時間についても検討課題としている。

2-3 キャリア支援

< 評価の視点 >

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

< 経済学部・人間科学部・人文学部・大学院 >

金沢星稜大学キャリアセンター規程第 2 条で「センターは学校法人稲置学園の建学の精神である『誠実にして社会に役立つ人間の育成』に基づき、本学のキャリア教育について企画・立案するとともに、学生の就職活動等に対し、必要な教育及び指導助言等を行うことにより、本学におけるキャリア教育の推進に寄与することを目的とする」と定めている。

キャリア教育科目として、大学では「キャリア入門Ⅰ」「キャリア入門Ⅱ」「キャリアプランニングⅠ」「キャリアプランニングⅡ」「ビジネス基礎演習」「チームビルディング」「プレゼンテーションスキルズ」「業界課題研究Ⅰ」「業界課題研究Ⅱ」「地域貢献とボランティア」「インターンシップ」を開講している。さらに、大学院では特別なキャリア教育科目の設定は無いが、税理士や企業会計の専門家や企業経営、マネジメントに関する高度な知識を基にそれを実践していく

人材を養成するためのカリキュラムを構築している。

また、大学の学生が低学年次から自らのキャリアを意識した学生生活を送ることができるように、キャリアセンターが各学部及び教務課と連携し、令和 6(2024)年度からの共通教育科目の新カリキュラムにおけるキャリア教育科目の位置づけを検討した結果、科目名称の変更等を行った。

キャリアセンター長は、大学の各学科から 1 人ずつと短期大学部からの 1 人で構成されているキャリアセンター運営委員会を毎月 1 回開催して、全学的に質の高いキャリア支援が提供できるように情報共有と課題解決に努めている。

進路支援課では、進路・就職に対する相談、同ガイダンス(年 17 回開催)、学内業界研究会(年 4 回開催)、ハローワーク出張相談会(年 8 回開催)、インターンシップ・キャリア体験参加への支援等を行っている。本学独自の就職・キャリア支援プログラムとして早期に就職活動への準備をしたい学生を対象に「MOONSHOT 講座」(2・3 年次 52 人参加)、「面接対策自己分析講座」(3 年次 154 人、4 年次アドバイザー延べ 33 人参加)、「面接対策集中講座」(3 年次 80 人参加、4 年次アドバイザー延べ 19 人参加)を実施している。就職活動を終えた先輩が後輩たちの「身近なアドバイザー」として常駐するシステム(交代制)も構築、加えてアドバイザーの就職活動体験をまとめた冊子「CREDO」を作成し後輩のために役立てている。近年増加している多様な背景をもった学生に対しては、個別対応を丁寧に行い、各人の状況を把握した上で、行政機関との連携も含めた適切な支援を実施している。

低学年次に向けての進路支援プログラムとしては洋上就職合宿クルーズ「ほし☆たび北海道(3 泊 4 日)」(1~3 年次 32 人、4 年生アドバイザー 7 人参加)、「ほし☆たび屋久島(5 泊 6 日)」(1・2 年次 23 人参加)、グローバル人材として成長する基礎を身に付けるためのフィリピン・セブ島での二週間の短期留学「MOONSHOT abroad!!inCebu 1~3 年次 16 人参加)等を企画・実施している。

また、卒業生アンケート及び企業アンケートを実施、得られた情報については在学生への就職支援に活かすだけでなく、キャリアセンター運営委員会内で共有し、教育に反映させる体制を整えている。

エクステンション課では、正課外の時間を有効に活用した各種資格取得、国家試験合格のための教育支援を行っている。年間約 60 の各種試験対策講座を学内で開講し、検定試験の受験手続から学内試験の実施まで、資格取得を希望する学生への学習支援を行っている(2023 年度の受講者数は延べ 1,611 人)。講座は通常の対面講義形式(35 講座)の他、新時代の受講スタイルに対応すべく Web 講座(25 講座)も導入している。

また、公務員、教員及び税理士志望の学生が、正課外の受験対策講座を大学内で受講できるよう、専門職業の受験プログラム「CDP(キャリア・ディベロップメント・プログラム)」を運営している(公務員コース、教員コース、会計コースの 3 コース)。大手予備校に匹敵する質の高い授業を、安価で、効率良く学生が受講できる学習環境を整備している。

令和 5(2023)年度は前年からのコロナ禍の状況を踏まえ、オンラインを活用した教育提供の継続検証の完成段階であった。授業方式をライブ(対面)からオンデマンド形式に変更し授業録画による配信を行い、テストや演習を対面形式で実施する「ハイブリッド型」とした。また、一部オンラインでリアルタイム授業も提供し、講座の状況に応じた授業提供が可能となった。また、面接対策も対面とオンラインを合わせることで、時期に合わせた柔軟な対応が可能とな

った。結果的に、70名のCDP公務員受講者の内53名(75.7%)、41名のCDP教員受講者の内36名(87.8%)が合格し、昨年度(公務員74.3%、教員79.2%)を上回る高い実績を出しており、新しい教育環境の提供に一定の手ごたえを感じた成果であった。

しかし、オンデマンド形式による授業には、学習の遅れや学習の優先順位など、学びの面で課題が見られることから、対面形式の授業割合や受講ルールなどを再検討する必要がある。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

進路支援課、エクステンション課と教職支援センターが連携することによって、学生の進路希望に対してこれまで以上に速やかな対応が可能となってきた。また、学生へのキャリア形成と進路支援に向けて、キャリアセンターを中心に、教員・事務職員全体が「組織横断的に対応する」という意識が醸成されつつあるが、今後も一層の連携を推進することが必要である。

新しい受講環境の提供については、教職員間の情報共有体制を整備するとともに、学習管理システムの導入を通じて受講生管理を強化し、新しい学習環境の本格的な導入に向けた準備を行う。

2-4 学生サービス

<評価の視点>

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では以下の学生生活の安定のための支援を行っている。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生個人あるいは学生間にトラブル等が発生した場合は、学生支援課の事務職員と学生部会構成員の教員が、事実関係の確認・把握を行って適切な解決策について協議し、安全安心の確保に努めている。また、定期試験時は教務部会と連携し不正行為の防止に努めている。

自動車通学の学生について、学生支援課より駐車許可証の手続・発行を行っている。近年駐車場を増設し、現在では3か所の学生駐車場で合計404台駐車可能になっている。十分駐車スペースを提供できるようになったため、過去まれに発生することがあった未登録車の近隣の迷惑駐車の問題もなくなってきている。

学生教育研究災害傷害保険と学生教育研究賠償責任保険に加え、学生・こども総合保険にも全員加入することになっている。学生・こども総合保険は、学生教育研究災害傷害保険制度が対象としている「学校管理下」のみならず、日常生活を含む様々なケガを補償する傷害保険制度であるため学生生活を送っている間、学内外の様々な傷害に関して補償されるようになっている。

2) 学生に対する経済的な支援

本学は日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金制度の機関要件に該当している。学生に対する経済的な支援として、日本学生支援機構(JASSO)が行う奨学金制度の募集説明会を4月上旬に、新入生に対して予約採用説明会を2回、新入生を含む全学生に対して新規採用説明会を2回、計4回行っている。日本学生支援機構の奨学金貸与者は全学生の約36%にあたる。また令和2(2020)年度からスタートした住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象にした「高等教育の修学支援新制度」の給付対象者は、近年でも令和4(2022年度)234名、令和5(2023)年度247名と数を増やしている。

令和元(2019)年度から、石川県外の居住者を対象に通学、住居、食事にかかる費用をサポートする特待生制度、家賃・遠距離通学費支援制度—CLS(Campus Life Support)制度(通称、くらす制度)を設けた(令和2(2020)年度までの入学者が対象)。改定を行い、令和3(2021)年度からは、石川県内の遠隔地居住者にもその対象を広め、通学、住居にかかる費用のサポートを行うこととし、対象地域が広がった分に対し、令和5(2023)年度には、その選考人数の変更を行うこととなったが、地域に限らない成績優秀対象者特待生の数を拡大し、その充当分とするなど、経済的支援を保持し、さらに増大する努力を行っている。

※参照エビデンス 2-7

3) 学生の課外活動への支援

校友会(学生自治会)を中心とし、体育会(スポーツ系クラブ組織)、文化サークル連盟(文化系クラブ組織)及びその他同好会やサークル団体が、傘下の課外活動組織としてあり、これらのクラブ活動の自主的な活動を支援している。毎年2月頃には、クラブ組織の発展・育成・改善等を目的として「サークルリーダー研修」を実施している。

毎年実施している流星祭(金沢星稜大学大学祭)においては、流星祭実行委員と学生部会との密な連携により、企画、実施及び評価を行っている。

令和元(2019)年度まで実施していたボランティア、国際交流、地域貢献及び大学活性化などをテーマとした「Seiryō Jump Project」を、令和2(2020)年度にリニューアルし、地域の活性化を図ることを目的とした「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト」(以下「ちいプロ」)として新たにスタートを切り、学生の自主活動の支援を行っている。ちいプロは、「地域に向き合い、地域に学ぶ」を目標として行う地域課題解決や社会貢献活動に励む学生を支援することを目指しており、学生より応募のあった企画が採択されれば、活動資金の一部又は全額が支援される。令和4(2022)年度は新たに7団体を採択した。また令和5(2023)年度には、産学地域連携ポリシーの主旨に基づき、支援対象にゼミ活動の発展版ともいえる「ゼミプラス」を加えるなど制度の多様化を図ったことにより、ちいプロの採択件数が13件とほぼ倍増した。採用団体には年度末に成果報告会を義務づけ、継続・非継続の判断材料としている。(詳細については『A-1-②大学独自の地域連携活動の推進』を参照)なお、ちいプロの運営体制は、地域連携センターが主宰し学生支援課がサポートする体制となっている。

※参照エビデンス 2-8, 2-8-1

4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

健康面・精神面の困難や悩みを抱えた学生に対して、保健室と学生相談室、アクセシビリティ支援室からなる学生支援センターを置き、サポートを行っている。保健室には2人の保健師が常駐し、毎月100件から150件程度の利用に対応している。学生相談室には、臨床心理士と公認心理師の資格を持つ心理カウンセラー2人が交互に平日の午後に常駐し、毎月20件から40件程度の心理相談に対応している。保健室と学生相談室は、学生支援センター長が統括している。学生支援センター長は、大学の各学部各学科から1人ずつと短期大学部からの1人で構成されている学生支援センター運営委員会を毎月1回開催して、全学的に質の高い学生サービスが提供できるように情報共有と課題解決に努めている。なお、令和5(2023)年度の利用件数及び利用者数(令和6(2024)年3月31日現在)は、保健室の利用件数が2,790件(利用者数2,142人)、学生相談室の利用件数が402件(利用者数204人)であった。アクセシビリティ支援室の利用人数は、令和6(2024)年5月1日現在、6名である。

※参照エビデンス 2-9

(3)2-4の改善・向上方策(将来計画)

厚生労働省の受動喫煙対策を目的とした健康増進法の一部改正を受け、大学施設内で屋内禁煙を実施するため建物内での喫煙スペースを撤去し、受動喫煙防止の措置を講じた上で建物外に喫煙スペースを設けている。

CLS制度は石川県外居住者を対象としていたが、令和3(2021)年度新生入生からCLS制度に代わり新たに家賃・遠距離通学費支援制度を適用し、石川県内の遠方の地域に居住する学生にも対象を広げることにした。

課外活動やちいプロにおいては、学生の自主性を尊重して支援と指導を行う必要がある。課外活動が社会的体験となり、将来のキャリア形成に役立つよう、学生主体型の運営をこれまで以上に進めていくことが必要である。

2-5 学修環境の整備

<評価の視点>

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1)2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2)2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校舎は、本館(A館)、稲置記念館(B館)、キャリアデザイン館(C館)、メディアライブラリー(M館)及びグローバルcommons(G館)からなり、各棟は法令上の耐震基準を満たしており、安

全性を確保している。

教室は講義室、演習室及び実習室を整備し、各教室は必要な設備を整えている。講義室、演習室に液晶モニター若しくはプロジェクターとスクリーンを備えている。大中講義室だけではなく、小講義室においてもワイヤレスマイクやブルーレイディスクプレイヤーを設置している。また、演習室には可動式で軽量の机と椅子を配置し、取り外し可能なホワイトボードも設置し、グループワークにも適切な環境となっている。

教室全体は教務課が中心に管理・運営を行っており、授業の割当ては担当教員の意見を反映させながら適切に行っている。校舎における各種保守点検作業は専門性を有する業者(学内常駐)に外部委託し、安全な管理運営を実施しており、学修環境の整備及び管理運営は適切である。

新型コロナウイルス感染症対策として実施してきた、授業配信システムや全学生貸与の「e生活文具(iPad)」を利活用し、遠隔授業のみならず対面授業においても学修効果の向上を図り、学生に対してより良い学修環境を整備している。

また、令和 5(2023)年度は前年度からの 2 年計画で、大教室の机・椅子を固定式のものから移動式のものに切り替えるなどの改修を行い、教育環境の改善を実施した。

元日に発生した令和 6 年能登半島地震によって、本学においても校舎・食堂・運動場等に被害が発生したものの、早急に復旧対応を行ったことにより教育への影響は最小限に抑えることが出来た。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

情報演習室、各種スポーツ施設(体育館、星稜スポーツセンター、稲置学園総合運動場、稲置学園テニスコート)、ピアツァ工房(表現、リズム、あそび、ナースリー(保健)、クッキング(栄養)、実験、造形の七つの専用工房)などの実習施設や図書館を整備している。

ピアツァ工房は演習、実習及び調査等こども学科の中心的な学びの場として、また、実際の子育ての場としても地域に開放している。2年・3年次生のフィールド演習では、学生と地域の交流を育むことを目的に、地域社会の一つのフィールドとして活用している。

情報演習室は M 館には 6 室、G 館に 1 室あり、348 台(情報演習室内教員用パソコン 6 台含む)のパソコンを設置している。また、アプリケーションソフトは Microsoft Office のほか、統計解析ソフトやペイントソフト等を用意している。

学生は授業の入っていない情報演習室を自由に利用することができ、常駐している専門スタッフからいつでもアドバイスを受けることができる。そのため、学生は積極的に情報演習室を活用し、演習室のパソコンを用いてレポートや資料の作成、情報検索、統計解析などの自習を行っている。また、教室、演習室への持ち出し可能な教員用ノート型パソコン、学生用ノート型パソコンも用意し、Wi-Fi の整備なども含めて学内の IT 環境を整備している。

また、令和 3(2021)年度より、新入生全員を対象に「e生活文具」と称して「iPad」を貸与しており、卒業までの 4 年間、遠隔授業以外にも学習支援システム(LMS)を通して事前・事後学習や科目のレポート課題作成等に広く活用している。

スポーツ施設として、体育館には 2 階メインアリーナにバスケットコート 2 面、1 階に人工芝のテニスコート 2 面と最大酸素摂取量等が計測できるスポーツ実験室を設置している。星稜スポーツセンターにはトレーニングジム、ダンススタジオ、剣道場、武道場及び卓球場を設置

している。稲置学園テニスコートは屋外に人工芝のコート 6 面を有し、稲置学園総合運動場は第 4 種公認陸上競技場となっている。これらのスポーツ施設は、スポーツ実技の授業をはじめ、運動部の課外活動及び学内外の各種イベント等において活用している。

図書館は、メディアライブラリー1階・2階に位置している。座席数は 270 席となっており、蔵書数は 181,090 冊、うち洋書が 27,092 冊、冊子体定期刊行物の年間購読は 149 種、うち外国雑誌は 26 種である。視聴覚資料は 2,872 点、電子ジャーナルは外国タイトルのみで 35 タイトル、このほか「日経テレコン 21」等、10 種のデータベースが利用可能である。また、電子ブックは 325 点が利用可能である。令和 5(2023)年度の開館日数は 270 日、入館者数は、66,930 人であり、年間図書貸出冊数は、13,570 冊であった。令和 5(2023)年度内に 2 度におたる能登半島地震の発生により、落下図書復旧等のため、諸制限を余儀なくされた時期があり、入館者数及び貸出冊数は前年度を下回った。開館時間については、授業時が平日は 8 時 40 分から 20 時まで、土曜日は 8 時 40 分から 16 時までとなっており、授業時以外は原則として、平日が 8 時 40 分から 19 時まで、土曜日が 8 時 40 分から 12 時までとなっている。

学生・教員が教育研究上必要となる図書・視聴覚資料については、教員からは「学生向け教員推薦図書購入申込」、「学部学科別推薦図書申込」を、学生からは「学生購入希望図書申込」により購入希望を随時受け付けている。また、ゼミナール所属の学生による選書については、ウェブと書店ツアーのハイブリッド選書を企画・実施した。学術雑誌については、毎年、学生の利用促進を第一とした、教員対象の購入希望調査を和・洋別実施し、継続的に提供している。また、学内の IT 環境の整備が進み、今後これまで以上の電子リソースへのアクセスが見込まれることから、令和 4(2022)年度よりデータベースの導入希望調査も継続実施している。

図書館では、無線 LAN 対応を含め、全館 OA フロア化されており、ノートパソコンや iPad 等の持参により、ICT 環境を最大限に活用することができる。コロナ禍で学生の学習環境が制限される状況下においても自学自習できる場所として、多くの学生が図書館を利用していた。なお、令和 5(2023)年度における新型コロナウイルス感染症対策として、図書館では以下の対応を行った。

〔開館時間〕

2023 年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の 5 類への引き下げにともない、開館時間等の使用制限を全て、コロナ禍以前に戻した。一般学外者の利用も再開した。

〔座席数〕

2023 年 5 月 8 日より、全席(270 席)での運用を再開した。

〔グループ学習室〕

制限を解除しコロナ禍以前の運用方法に戻した。

※参照エビデンス 2-11

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では毎年度、障がいのある学生を受入れていることから、学内においてスロープの設置や障がい者用のトイレとエレベーターの整備などバリアフリー化が進んでいる。メインキャン

パスの主要施設は、A 館、B 館、C 館、M 館、体育館及びサービス施設(食堂、旅行会社、郵便局、コンビニ等)である。各館の連絡は、2 階・3 階の渡り廊下で連結され、各棟の中心部分である B 館 3 階に大学事務局を置くなど、施設間の移動や施設の利用への利便性を確保している。

また、休憩時間等に一人で過ごせる場の提供として C 館に一人用ブースを設置していたが、A 館にも増設した。

なお、G 館はメインキャンパスからやや離れており、相互の移動時間が 4 分程度かかるが、授業間の休憩時間を 15 分確保しているため不都合は生じていない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和 5(2023)年度からは、コロナ禍以前に戻すべく、教室定員を 100%まで可とした。また、対面授業を原則とする授業方針を堅持しつつ新型コロナウイルス感染症対策としての緊急避難ではなく、多様な学びとしての利点を活用するという意味で「遠隔」授業を戦略的に位置付けて実施することとした。「対面」授業科目においても、15 回の授業のうち 4 回を上限として遠隔授業を行うことを許容した。令和 5(2023)年度は、受講者数 250 名以上の科目については遠隔対応できるとする一方で、250 名以上の科目であっても、大講義室の使用、あるいは同一科目の複数開講、ハイフレックス方式の実施により「対面」授業として実施できるものとした。

授業方式にかかわらず、学生に不安を与えないよう、授業の実施方法や内容についてシラバスで明示するとともに授業でも適宜説明するよう、教員に対する周知を徹底した。

(参考)2023 年度の授業開講実績【大学・短大含めて】： 1,384 科目

授業方式別内訳： 対面授業 1,340 科目(96.82%)、遠隔授業 44 科目(3.18%)

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

感染症対策もさることながら、学生数の多い経済学部専門科目や学部を問わず履修可能な共通教育科目を中心に、大人数授業の学修環境改善は重要な課題である。履修者が多い必修授業についてはクラス分割等を通じて 1 クラス当たりの履修者の適正化に努めており、引き続き開講クラスの見直し、SA 制度の活用、FD を通じた課題検討、一定の要件を満たす授業科目の遠隔開講化の可能性に関する検討等を進めるとともに、問題の抜本改善に向けて教室数と教員数の拡充に今後一層取り組んでいく必要がある。

2-6 学生の意見・要望への対応

<評価の視点>

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援、学修環境に関する意見・要望は「きくよ！箱」と「授業評価アンケート」によって把握している。「きくよ！箱」は、本学のeラーニングシステムを用いて運用しており、授業のみならず施設やサービスなど学生生活全般に関する意見・要望を通年投稿できるようにしている。寄せられた意見・要望については内容を評価部長が確認し各課等への割り振りを行い、各課等から当該意見を寄せた学生に回答を行っている。令和 5(2023)年度は延べ 471 件であった。

授業評価アンケートは全ての開講授業で実施されている。アンケート結果(各アンケート項目の平均値、具体的要望についての記述など)については各教員が Web 上でいつでも確認することができ、その結果を次の授業改善に役立てている。また、任意ではあるが、学期中に中間授業評価アンケートを実施することも可能であり、この場合、中間評価の結果を見て教員は残りの授業を改善できるという利点がある。なお、令和 5(2023)年度全体の回収率は約 30%であったことから、回収率向上を図っていく必要がある。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

健康面・精神面の困難や悩みを抱えた学生に対しては、保健室と学生相談室、アクセシビリティ支援室からなる学生支援センターを設置しサポートを行っている。学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用は、次項で説明する「星稜学生アンケート」のアンケートを活用して実施している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握は、毎年度 12 月頃に学生全員を対象に実施する「星稜学生アンケート」により行っている。令和元(2019)年度より、全国の国公立 62 大学による IR 活動組織である「大学 IR コンソーシアム」に参加し、その「学生調査」の質問を利用している。「星稜学生アンケート」ではそれに加えて、様々な事柄について自由に意見を寄せることができる項目を設け、より総合的に学生の意見・要望を把握している。

集計・分析されたアンケート結果により、評価部会及び大学執行部が意見や要望を確認している。教員、事務職員がアンケート結果を共有し、カリキュラム、学生の課外活動(大学祭、

クラブ・サークル、学友会等)、施設設備等を検討するときの重要な基礎データとしている。

前述の「きくよ！箱」で寄せられた意見・要望のうち、施設やサービスなど学修環境に係る内容で実現可能な事項については直ちに検討し対処している。

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

授業評価アンケートでは、総合満足度をはじめとする多くの項目について全般に高い評価を得ているが、学生の予習復習時間が少ないという結果を得ている。このため、予習と復習に学生が十分な時間を充てるよう、教員にはシラバスに事前事後学習を明記することを要請している。なお、令和 6(2024)年度は回収率 50%超を目指すこととしている。

今後、学生が学修に対してより主体的に取り組むよう、授業におけるアクティブ・ラーニングの要素のさらなる導入や大人数授業の環境改善についても検討を進めていく。

「きくよ！箱」の運営は人手も時間がかかるが、普段はなかなか聞くことのできない学生の本音の意見・要望を拾い上げるシステムとして機能している。今後、後退させることなく取り組んでいく。

[基準 2 の自己評価]

学生の受入れについては、教育目的を踏まえて学部・学科のアドミッション・ポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適正な体制のもとに実施し、入学定員に沿った適切な学生数を維持している。

学修支援体制については教職協働で整備、運営するとともに、オフィスアワー制度、SA 制度を整備し活用している。また、障がいのある学生への支援並びに中途退学、休学及び留年への対応を行っている。

キャリア支援については、キャリア教育の支援体制及び相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

学生サービスや学習環境の整備については、学生の意見要望を把握し改善に努めている。学生の事故・災害の新しい保険制度の導入など、常に前向きに改善に取り組んでいる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

<評価の視点>

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<経済学部・人間科学部・人文学部>

学部・学科のディプロマ・ポリシーは、建学の精神を踏まえて策定している。全学生に配付している学生便覧に掲載し、Web サイトへの公開により周知している。以下に示す学部・学科のディプロマ・ポリシーは 2020 年 6 月に改定を行い、2021 年度入学生から適用されているものである。また経営学科のディプロマ・ポリシーについては 2024 年度入学生より改定され適用されることとなっている。

1) 【経済学部ディプロマ・ポリシー】

経済学部では、学士課程教育を通じて、以下の[知識・理解][汎用的技能][態度・志向性][総合的な学修経験と創造的思考力]を修得した学生に、経済学科は学士(経済)、経営学科は学士(経営学)の学位を授与します。

[知識・理解]

経済事象の問題点を認識し、情報収集、分析、解決策の提案に必要な知識と能力が身についている。

[汎用的技能]

組織の一員としての判断力、行動力、コミュニケーション能力を身につけ、自らの考えを的確に表現することができる。

[態度・志向性]

社会の一員としてグローバル社会及び地域社会の課題を関連したものとしてとらえ、持続可能な社会づくりに向けその解決に積極的に関与していく姿勢・態度が身についている。

[総合的な学修経験と創造的思考力]

経済・経営にかかわる諸活動を理論、政策、歴史の観点から学び、論理的な思考と全体を総合的・俯瞰的に把握し、それを文章に書くことができる。

【経済学科ディプロマ・ポリシー】

経済学科は、経済活動の仕組み、経済制度、経済政策を環境、社会、歴史と関連付けて

理解するとともに、地域社会や海外に出て問題事象を分析し、解決策を検討し提案する能力を身につける機会を提供することにより、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成を目的としています。

[知識・理解]

幅広く深い教養を身につけ、また、経済学の専門知識を理解している。

[汎用的技能]

地域におけるビジネスや行政の場で、経済原理に即して課題を発見・分析し、解決方法を導き出すことができ、また、的確なコミュニケーションをとることができる。

[態度・志向性]

高い倫理性を指向し、目標達成のために自己管理能力を備え、チームワークを発揮できる。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

学修を通じて身につけた知識、汎用的技能、および態度を統合して、課題解決につながる創造的なアイデアを生み出すことができる。

【経営学科ディプロマ・ポリシー】

企業活動のみならず組織に係る諸活動を環境、社会、企業統治と関連付けて経営的視点から理解するとともに、地域社会や海外に出て問題事象を分析し、解決策を検討し提案する能力を身につける機会を提供することにより、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成を目的としています。

[知識・理解]

幅広く深い教養を身につけ、また、経営学の専門知識を理解している。

[汎用的技能]

地域におけるビジネスや行政の場で、経営学の知識に基づいて経営課題を発見・分析し、解決方法を導き出すことができ、また、的確なコミュニケーションをとることができる。

[態度・志向性]

高い倫理性を指向し、目標達成のために自己管理能力を備え、チームワークを発揮できる。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

学修を通じて身につけた知識、汎用的技能、および態度を統合して、課題解決につながる創造的なアイデアを生み出すことができる。

【地域システム学科ディプロマ・ポリシー】

地域システム学科では、以下の資質を身につけた学生に学士（経済）の学位を授与します。

[知識・理解]

- (1) 地域社会が直面する複雑かつ多様な諸課題を深く考えるうえでの基盤となる幅広い教養を身につけるとともに、地域課題の解決に応用するための経済学・経営学の基礎的・基本的知識を理解している。

- (2) 地域の諸課題や潜在的価値を多角的視点から考えるための基礎的・基本的知識を修得するとともに、地域の動向や事象等を的確にとらえるための基本的な調査手法を身につけている。

[汎用的技能]

- (1) 関連する学問領域の調査研究手法と情報通信技術（ICT）を組み合わせ、多様な情報を論理的に収集・分析し、地域の動向・潜在的価値・課題などを的確に発見し、適正に判断して情報を効果的に活用できる。
- (2) 他者の意見を取り入れ、自らの考えを的確に表現・伝達できる能力を身につけている。

[態度・指向性]

- (1) 地域社会の一員としての責任感と倫理観を持ち、持続可能な社会の発展に積極的に関与していく姿勢・態度を身につけている。
- (2) 目標の実現のため、自己管理能力と他者に対する共感力に基づく適切なリーダーシップを発揮し、他者と協調・協働して行動できる。

[統合的な学習経験と創造的思考力]

- (1) 学修を通じて身につけた知識、汎用的技能及び態度・志向性を総合的に活用し、地域の諸課題の解決や価値創造につながるアイデアを生み出すことができる。

2) 【人間科学部ディプロマ・ポリシー】

人間科学部では、学士課程教育を通じて、以下の[知識・理解][汎用的技能][態度・志向性][総合的な学習経験と創造的思考力]を修得した学生に、「学士(人間科学)」の学位を授与します。

[知識・理解]

- ・人間の心と体の発育・発達とその課題について、人間科学の諸理論から説明することができる。
- ・社会における人間の在り方について、フィールド演習や実習で培った実践的知識を人間科学の諸理論と関連づけて往還的に思考することができる。

[汎用的技能]

- ・人間を探究するための社会・文化的、科学・技術的ツールを用いることができるとともに、問題状況に応じてこれらのツールを適切に使い分けたり、あるいは相互作用的に活用したりすることができる。
- ・人間に対する深い愛情と尊敬をもって、異なる文化・世代・立場の人たちとも理解し合えるコミュニケーションスキルを身につけている。

[態度・志向性]

- ・地域の人々と協働して人と社会に関する課題に取り組み、共生社会の創造と発展に寄与しようとする態度を身につけている。
- ・自らの可能性を探し、広げ、自己実現にむけて常に学び続けていこうとする意欲をもっている。

[統合的な学修経験と創造的思考力]

- ・教員免許状や各種の資格(スポーツ指導員や保育士資格など)を取得したり、地域でのフィールド活動や海外での研修を行ったりした経験を、学校や地域団体、企業、関係機関の現場で活かすことができる。
- ・スポーツ学科では「スポーツスペシャリスト」として、こども学科では「こどもスペシャリスト」としてそれぞれの専門性を身につけ、新たな課題を主体的に解決していくための思考ができる。

【スポーツ学科ディプロマ・ポリシー】

スポーツ学科では、高い創造性や社会性を持ち、スポーツのプロモーションに誠実かつ、主体的に関わることのできる「スポーツスペシャリスト」としての能力を身につけた学生に学士(人間科学)の学位を授与します。

[知識・理解]

- (1) スポーツの様々な場面における指導者などを目指す「スポーツティーチング」、「スポーツコーチング」、組織等の運営を目指す「スポーツマネジメント」において、高度な専門知識と技能を身につけるとともに、複眼的かつ学際的な視点で幅広く現代社会の課題を捉える力をもっている。
- (2) スポーツを通じて人間の多様性や多文化への尊敬と理解を深め、共生社会の実現に貢献できる力をもつとともに、グローバルな課題を見つけながら、問題解決にあたることのできる。

[汎用的技能]

- (1) 競技スポーツ、学校体育、地域スポーツ、アダプテッドスポーツなど様々な領域において、スポーツの経験、技能および高度な専門知識を活かすことができる。
- (2) スポーツにおけるフェアプレーの精神と、人間の多様性の価値を広め深めることを通じて、自己を偽りなく開き、環境や他者を理解しながらコミュニケーションができる。

[態度・志向性]

- (1) 生涯にわたって心身の健康を保持増進する意識を持ち、スポーツを楽しむことができる。
- (2) スポーツクラブの運営、体育・スポーツ施設の管理、プロスポーツチームの経営、健康づくりの事業などスポーツマネジメントに主体的に参画できる。

[統合的な学修経験と創造的思考力]

- (1) 教員免許(中高保健体育および特別支援教育)や各種スポーツ指導員(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、障がい者スポーツ指導員、健康運動指導士など)の資格を取得し、指導の現場で活かすことができる。
- (2) 「スポーツスペシャリスト」として、幅広い教養と専門知識を身につけ、現代社会の多様なニーズに対する科学的探究に意欲を持つことができる。

【こども学科ディプロマ・ポリシー】

こども学科では、教育や保育を取り巻く現代の諸課題と真摯に向き合い、こどもの成長過程と発達段階で生じる様々な事象に専門的な知見をもって対応できる「こどもスペシャリスト」としての能力を備えた学生に学士(人間科学)の学位を授与します。

[知識・理解]

- (1) 「こども」概念の多義性についての基礎的な理解をもとにして、こどもの成長過程と発達段階とその課題についての実践的な知識を修得している。
- (2) 自らの教育実践や保育実践を俯瞰して捉えることのできる教育者・保育者として、必要な教育科学および保育科学の専門的な知識を修得している。

[汎用的技能]

- (1) 広く豊かな発想力によってアイデアを生み、グローバルな視点で物事を理解し論点を整理して、適切に表現できる技能を有している。
- (2) 地域社会の諸課題を把握し、現場において他者と適切なコミュニケーションを図りながら協働して企画、実践、評価、そして改善に取り組むことができる。

[態度・志向性]

- (1) こどもへの共感と愛情にあふれ、常にこどもの最善の成長・発達を願い、その成長過程と発達段階に応じた支援をすることができる。
- (2) 常に学び続ける姿勢をもち、自ら率先垂範して誠実に仕事に取り組むことができる。

[統合的な学修経験と創造的思考力]

- (1) 教員免許状(小学校、幼稚園)や保育士資格を取得し、地域や学校、関係機関の現場に貢献できる。
- (2) 「こどもスペシャリスト」として、地域社会の新たな課題を主体的に解決していくための思考やプランニングができる。

教育や保育を取り巻く現代の諸課題と真摯に向き合い、こどもの成長過程と発達段階で生じる様々な事象に専門的な知見をもって対応できる「こどもスペシャリスト」としての資質を備えている。

【人文学部国際文化学科ディプロマ・ポリシー】

人文学部では、学士課程教育を通じて、以下の能力を身に付けた学生に、学士(人文学)の学位を授与します。

[知識・理解]

- (1) 自国を含む世界各地の文化に触れ、異なる生活様式や価値観を理解することができる。
- (2) 様々な英語の学習を通して、CEFR B2 以上の英語運用能力を習得することができる。
- (3) 世界の人々と対話をし、自国や地域の文化を発信する英語コミュニケーションスキルを持っている。

[汎用的技能]

- (1) 他人の意見を理解できるとともに、自らの意見を論理的な文書や口頭による説明としてまとめることができる。
- (2) 課題発見や課題解決、および、情報収集と分析などの手法を用いて様々な課題を解決することができる。

[態度・志向性]

- (1) 困難な課題に直面しても、論理的に考え、課題解決に向けて相手と粘り強く交渉する

態度を身につけている。

- (2) 周囲の状況を鑑み、自らの長所を活かすための行動を考え、それを実行できる態度を持っている。

[統合的な学修経験と創造的思考力]

- (1) 時代を拓く新たな発想を展開できる知性と教養を身につけている。
- (2) 習得した知識と技能を生かし、積極的に地域社会や国際社会に貢献することができる。
- (3) 教員免許状や様々な資格を取得することによって、幅広く社会に貢献できる能力を身につけている。

< 大学院経営戦略研究科 >

経営戦略研究科のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

学位授与の方針

- ・会計、税務、企業経営等に関する専門知識を十分に取得し、その知識を様々な問題、課題の解決のために応用する力を身に付けていること。
- ・取得した専門分野に関し、新たな問題、課題に直面した時に、その内容を分析し、それに基づいて解決策を立案し、さらにその解決策を実行していく力を身に付けていること。

経営戦略研究科のディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載し、経営戦略研究科の Web サイトへの公開により周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学は学位授与・単位認定・成績評価等に関する方針について、学部・学科・研究科の理念・目的を実現するために、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を定めている。これに基づき、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」を定め、教育課程を体系的に編成し、その内容にふさわしい授業科目を開設している。「アセスメント・ポリシー」では、教育改善を継続的に実施する目的で、学生の学修成果を評価する方針を定めている。「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「アセスメント・ポリシー」は全て大学の Web サイトで公開している。

学位認定・単位認定(他の大学又は短期大学における授業科目の履修において修得した単位の認定を含む)・成績評価については、学則、履修規程及び学位規程等の定めに基づき、厳格、厳正に実施するとともに、学生便覧、教員便覧、Web サイト、学内ポータルサイト等に明記されている。各科目の成績評価基準はシラバスに明記し、授業科目ごとに成績評価方法、単位認定基準、授業の方法、目的及び授業計画等を記載した「シラバス」を作成し、学生に対して公表されている。シラバスの作成に当たっては、必要な記載事項を定めた「シラバス作成マニュアル」を教務部及び教務課で作成し、学内ポータルサイトを通じて授業担当者に示されている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

単位認定は、学生からの成績疑義申し立ての制度を設け、成績評価の厳正な運用に努めている。卒業認定は、教務部会で原案を作成し、教授会及び協議会の議を経て、学長が承認している。

＜大学院経営戦略研究科＞

経営戦略研究科においては修士論文の指導は主査1名と副査2名の3名体制で行っている。修士論文提出までに、中間報告会と最終報告会で発表しなければならない。中間報告会で発表するためには「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」「研究指導Ⅲ」の単位の取得が義務付けられている。修士論文提出後は、提出された論文がディプロマ・ポリシーを満たしているかを確認するため、主査1名と副査2名が口頭試問を行い、その口頭試問結果を踏まえ、研究科委員会で修士論文合否判定を行い、最終的に学長が承認するという厳正な流れで進行する。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

本学の学部では進級に関する基準を定めていない。履修状況が悪いまま進級していくと、1年間の履修の上限を定めているため4年間での卒業が困難となる場合も生じており、進級に関する議論を進めていく。

＜大学院経営戦略研究科＞

経営戦略研究科の口頭試問は、主査1名と副査2名の3名が提出された修士論文に対してディプロマ・ポリシーを満たしているかを確認するものであるが、今後、副査2名を学識確認担当とするなど、副査の役割を明確にした方が口頭試問を体系的に行うことができると考える。

3-2 教育課程及び教授方法

＜評価の視点＞

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<経済学部・人間科学部・人文学部>

学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神及び「大学憲章」を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定している。

大学憲章

目的・使命

建学の精神「誠実にして社会に役立つ人間の育成」の実現を目的に、北陸の産業・文化の発展に寄与するとともに、広く国家社会に貢献することを使命とする。

教育

「誠実な人間」をめざして人間性・社会性を磨き、「社会に役立つ人材」となるための分析力・総合力・実践力を育成するとともに、グローバルな視野を育てる教育を重視する。

経済学部では、経済学系、経営学系の学問領域を根幹にすえ、全学年にわたり一貫するゼミナールを教育の柱とする。

人間科学部では、スポーツ科学、こども科学の学問領域を根幹にすえ、人間力を高める「フィールド基礎演習」「フィールド演習」を教育の柱とする。

人文学部では、海外留学及び比較文化学系、観光学系、英語学系の学問領域を根幹にすえ、異文化理解を深めるグループディスカッションを教育の柱とする。

カリキュラム・ポリシーは、全学生に配付している学生便覧への掲載及び Web サイトへの公開により周知している。

1) 【経済学部カリキュラム・ポリシー】

経済学部は、教育研究上の目的を達成し、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に挙げた資質を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施します。

教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程は、共通教育科目及び専門教育科目から構成します。共通教育科目は、職業をはじめ人生のあり方を学ぶ「キャリア教育科目」、幅広い教養とアカデミック・スキルを身につける「教養教育科目」、及び教職免許状を取得するための「教職科目」から成り、1～2 年次を中心に配当します。専門教育科目は経済学・経営学の専門的な内容を学ぶ科目であり、2～4 年次を中心に配当します。

1～4 年次にゼミナールを配置し、1・2 年次のゼミナールは教養教育科目に、3・4 年次のゼミナールおよび「卒業研究」は専門教育科目に含めます。

教育内容・学修方法に関する方針

<共通教育科目>

・「人文」「社会」「自然」等を基盤とした多彩な教養教育科目を配置する教養教育科目として、専門教育とのゆるやかな融合と啓発、人、モノ、コト、情報に対する相対化の過程を学生に与え、学生自らが比較し、分析し、総合し、主体的に考えながら学ぶことのできる機会を多

様にしていくための現代的な科目群を配置します。

- ・より広い視野と国際感覚を身につけるため、英語を中心とする体系的な外国語教育科目を配置します。
- ・キャリア形成に必要な能力や態度を育成するためのキャリア教育科目を配置します。
- ・基礎的な情報技術の取得と学修へ応用するための情報教育科目を配置します。

< 専門教育科目 >

入門レベルの「学部必修科目」・「学科必修科目」、その応用にあたる「学科選択必修科目」、関連領域 に関する「学科選択科目」・「学部選択科目」を設置し、入門から応用へと段階的に学べるように専門教育科目を配置します。「学部必修科目」及び「学部選択科目」は経済学科と経営学科とに共通とします。

< ゼミナール >

1～4 年次ゼミナール及び卒業研究報告書を作成する「卒業研究」を必修とします。学生は、段階的に次のような能力を身につけるべく、学修を進めます。

- ・課題抽出・分析・解決能力
- ・ディスカッション能力
- ・文書構成・プレゼンテーション能力
- ・チームワーク能力

1 年次「教養ゼミナール」では、大学生として学ぶ力(アカデミック・スキル)を身につけます。

2 年次「基礎専門ゼミナール」では、地域社会、グローバル社会における諸課題をテーマとして、研究スタイルを学びます。3・4 年次「専門ゼミナール」および「卒業研究」では、専門分野の基礎学修から発展学修を経て、卒業研究に取り組み、卒業研究報告書の作成と発表を行います。卒業研究報告書の作成は必須とします。

学修成果の評価の方針

- ・講義科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を総合的に評価します。
- ・ゼミナールや実習科目においては、事前学習や準備、活動の取り組み、活動の取りまとめや成果発表までの各段階について、関心・意欲・態度・課題発見力・解決力・コミュニケーション能力などの観点から総合的に評価します。

【経済学科カリキュラム・ポリシー】

経済学科では、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程の編成の方針に準じます。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

経済学部教育内容・学修方法に関する方針に準じます。経済学科の学科必修科目、学科選択必修科目、及び学科選択科目は、以下のような科目により編成します。

<学科必修科目>

学部必修科目の応用にあたり、経済を一国全体で分析するマクロ経済学及び家計や企業の行動から分析するミクロ経済学の科目

<学科選択必修科目>

学部必修科目や学科必修科目で学んだ経済理論や経済分析手法を基礎として、現実の経済制度の仕組みや経済の諸問題などを学ぶ科目。学生が学びやすいように、以下の3つの領域に区分します。

- ・統計・経済理論系:経済理論や経済分析手法を学ぶための科目
- ・経済政策・応用経済学系:政策、地域、及び国際の各分野に属する科目
- ・歴史系:歴史分野に属する科目

<学科選択科目>

商学系、法学系および教職系の科目

3. 学修成果の評価の方針

経済学部の学修成果の評価の方針に準じます。

【経営学科カリキュラム・ポリシー】

経営学科では、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程の編成の方針に準じます。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

経済学部教育内容・学修方法に関する方針に準じます。経営学科の学科必修科目、学科選択必修科目、および学科選択科目は、以下のような科目により編成します。

<学科必修科目>

経営学の入門的内容に実践例を含む応用的科目。会計学の基礎となる簿記原理を学ぶ科目

<学科選択必修科目>

学部必修科目や学科必修科目で学んだ経営学や会計学を基礎として、現実の企業経営や社会的諸活動の仕組みなどを学ぶ科目。学生が学びやすいように、以下の3つの領

域に区分します。

- ・ マネジメント系:企業経営におけるマネジメントだけでなく、マーケティングなどの実践手法を学ぶための科目
- ・ 会計系:財務や管理会計にとどまらず、より高度な簿記の知識や経営分析などを学ぶための科目
- ・ 法学系:企業経営を実践する上で必要とされる様々な法律を学ぶための科目

<学科選択科目>

観光系の科目、教職系の科目

3. 学修成果の評価の方針

経済学部の学修成果の評価の方針に準じます。

【地域システム学科カリキュラム・ポリシー】

地域システム学科では、教育研究上の目的を達成し、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に挙げた資質を学生に身につけさせるため、以下の方針により教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程の編成の方針

経済学部の教育課程の編成の方針に準じます。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

経済学部の教育内容・学修方法に関する方針に準じます。地域システム学科の学科必修科目、学科選択必修科目及び学科選択科目は、以下のような科目により編成します。

<学科必修科目>

- ・ 学修の目的、学修分野、学修方法等に対する理解を深めるための基盤・基軸となる基礎的・基本的な知識を修得させるための科目。
- ・ 地域社会が直面する複雑かつ多様な諸課題を考えるうえでの基盤となる経済学・経営学の基礎的・基本的知識を修得させるための科目。
- ・ 地域の動向や事象等を的確にとらえるための基本的な調査手法の基礎を修得し、地域の多面的な現状と諸課題に対する認識を深めるための科目。

<学科選択必修科目>

- ・ 学部必修科目・学科必修科目で学んだ経済理論、地域調査手法及び地域に関連する基礎的・基本的な知識を基礎として、地域の諸課題や潜在的価値を多角的視点から考えるために必要な地域の経済、歴史、文化、福祉、環境等に関する理論・政策・歴史等の基礎的・基本的知識を論理的に修得させるための科目。
- ・ 地域経済・地域データ分析系:経済理論に基づく思考と地域経済の調査分析手法に関する知識・技能を修得させ、地域の動向・潜在的価値・課題などを的確に発見し分析するための科目。
- ・ 公共政策系:地域の諸課題について多角的視点から学修し、それを地域問題の解決

に応用する政策的手法に関する基本的な知識を修得させるための科目。

- ・ 観光・地域経営系：地域の持続可能な発展の基軸となる地域の歴史や文化などの地域資源とその保全及び活用に関する基本的知識を修得させるための科目。

< 学科選択科目 >

- ・ 他者と協働して地域調査の諸活動を主体的かつ計画的に実践し、地域の多様な実情を理解して地域課題の解決を図る学修を通して専門的な知識と技能の総合的深化を図り創造的な能力と態度を育てる科目。

3. 学修成果の評価の方針

経済学部の学修成果の評価の方針に準じます。卒業研究については、4年間の総括的な学修成果として全学生に課される卒業研究報告書の作成とその発表について、教員による口述試験を行った上で評価を実施し、ディプロマ・ポリシー(DP)に示された資質・能力等の達成状況を総合的に評価します。学科のカリキュラム改善に向けたPDCAサイクルの一環として、卒業時に質問紙法や面接調査法を用いた総括的な調査を行います。

2) 【人間科学部のカリキュラム・ポリシー】

人間科学部は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程の編成の方針

人間科学部では、「人間力」を向上させ、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、スポーツ学科においては「スポーツ科学」に関する、こども学科においては「こども学」に関するそれぞれ専門教育を行うために、教養教育や教職課程と有機的に関連させながら体系的な教育課程を編成しています。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 1～2年次においては、アカデミック・スキルを習得するための基礎力を培います。教養科目や外国語科目を中心とした共通教育科目を配置するとともに初年次教育の中核として「基礎ゼミナール」を位置づけています。ここではアカデミック・スキルの基礎を身につけるとともに、自ら調べ考え、プレゼンテーションやディスカッションといった能動的・協働的な学びにも取り組み、大学生としての学修方法を身につけます。また、課題について共同思考したり、協働して取り組んだりすることで、社会性や協働性を身につけます。あわせてキャリア形成の基礎として、様々なフィールドを訪問し、見識を深める活動も行います。

(2) スポーツ学科に「スポーツ科学」と「教育科学」、こども学科に「教育科学」と「保育科学」のそれぞれ専門科目群を配置し、1年次では幅広い基礎知識、理論や技能を中心に身につけ、2～4年次にかけて知識や理論を深め、技能を活用していけるような連続的なカリキュラム体系をとっています。それぞれの分野ごとに体系性と段階性を示したカリキュラム・マップが作成されているので、幅広い分野から学際的に専門性を探究していける工夫がされています。

- (3) 2～3年次では、「フィールド基礎演習」、「スポーツフィールド演習」(スポーツ学科)、「こどもフィールド演習」(こども学科)の演習科目を配置し、地域社会のスポーツ、教育・保育、施設、行政機関、企業、地域社会等の現場で、実際の活動に参画しながら多くの人々と関わり、課題を発見し、解決する実践力を身につけます。
- (4) 教員免許状や保育士資格を取得するための必要な教職関連科目が配置されています。スポーツ学科では、中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)を、こども学科では、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を、それぞれ必要な科目を修めることで取得できます。
- (5) 4年次に「専門ゼミナール」と「卒業研究」を必修にしています。フィールド演習や実習から得た実践的知識と、講義・演習等で獲得した理論的知識を汎用し、問いや課題を持ち、卒業研究テーマとして取り組み、理論と実践を往還的に探究していきます。その成果を卒業研究報告書としてまとめ、発表する一連の研究活動を通して、探究する力、洞察する力、分析する力、多面的・多角的に考察する力、批判的に思考する力等を養います。

3. 学修成果の評価の方針

- (1) 講義科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を評価します。
- (2) 演習および実習科目においては、実際の活動場面、事前学習や準備の取り組み状況、事後の振り返りや成果発表までの一連の学修活動について、関心・意欲・態度の観点と課題発見力・課題解決力の観点から総合的に評価します。

【スポーツ学科カリキュラム・ポリシー】

スポーツ学科の専門教育科目は、スポーツを科学的に捉え、人間に対する深い理解に基づき、スポーツティーチング、スポーツコーチング、スポーツマネジメント領域を中核に幅広い基礎的知識・専門的知識を学修します。そうした理論的知識と、参画したフィールド活動で獲得した実践的知識とを社会で汎用し、活用していく力を習得するための教育課程を、次のような方針のもとで編成しています。

1. 教育課程の編成の方針

人間科学部の教育課程の編成の方針に準じます。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

- (1) 基礎専門教育として1年次と2年次に学科必修科目群を配置し、スポーツの価値や意義を科学的、社会的および文化的に探究していくために必要な基礎的知識と技能を修得します。
- (2) 地域社会における様々なスポーツ・教育活動に参画し、フィールド活動を通して実践的知識を身につけるために、2年次に「フィールド基礎演習」、3年次に「スポーツフィールド演習」を配置しています。
- (3) 実学を重視し「スポーツ実技」科目は1年次から配置しています。各実技種目は3年

次に「スポーツ指導」科目に発展します。

- (4) スポーツ科学と教育科学の領域を有機的に連携させ、中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)を取得することができます。また各種スポーツ指導員(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、障がい者スポーツ指導員、健康運動指導士など)資格取得に必要な授業科目を開設しています。
- (5) インクルーシブな視点を持つ「スポーツスペシャリスト」として、スポーツ教育、スポーツ方法、スポーツマネジメント、アダプテッドスポーツ、スポーツ医科学などの専門分野から様々な運動やスポーツの諸課題を把握し、その解決・改善に主導的役割を果たせるようなキャリア形成を図ります。
- (6) フィールド活動、各種の講義や演習によって得た実践的知識を発展させながら、「専門ゼミナール」では運動やスポーツの諸課題について自ら問いを設定し、教員の指導下で客観的に検証していきます。問いに対する答えは「卒業研究」としてまとめます。

3. 学修成果の評価の方針

人間科学部の学修成果の評価の方針に準じます。

【こども学科カリキュラム・ポリシー】

こども学科の専門教育は、こどもを科学的に捉え、人間に対する深い理解に基づき、教育科学・保育科学の幅広い基礎的知識・専門的知識を学修します。そうした理論的知識と、参画したフィールド活動で獲得した実践的知識とを社会で汎用し、活用していく力を習得するための教育課程を、次のような方針のもとで編成しています。

1. 教育課程の編成の方針

人間科学部の教育課程の編成の方針に準じます。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

- (1) 基礎専門教育として、1年次と2年次に「こども学基礎理論」科目群と「こども学アート」科目群を配置し、「こども学」に必要な基礎的知識と技能を修得します。
- (2) 「こどもスペシャリスト」として、グローバルな視野に立って社会の諸課題を把握し、その解決・改善に主導的役割を果たせるようなキャリア形成を図るため、1年次に「国際教育」「国際教育演習」、2年次に「フィールド基礎演習」、3年次に「こどもフィールド演習」を配置しています。そこでは、海外や地域社会における様々な教育・文化活動へ参画したりボランティア活動を行ったりして、こどもを取り巻く環境や人、地域社会の在り方、教育実践・保育実践の在り方を体験的に学んでいきます。
- (3) 教育科学と保育科学の領域を有機的に連携させ、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を取得することができます。
- (4) こどもの成長・発達とその課題について、「専門ゼミナール」で教育科学、保育科学などの各専門領域から追究し、個別の研究テーマにもとづき「卒業研究」としてまとめます。

3. 学修成果の評価の方針

人間科学部の学修成果の評価の方針に準じます。

3) 【人文学部国際文化学科カリキュラム・ポリシー】

人文学部は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に挙げた能力を学生に身につけさせるため、以下の教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程の編成の方針

人文学部では、世界がグローバル化していく中で、多様な社会に対応できる人材を育成することを目指しています。これを達成するために、卒業までに高い英語運用能力(IELTS 6.0 以上、TOEIC 730 点以上、CEFR B2 以上)を身につけることができる英語教育課程や、留学による異文化体験を通して、地域の文化や生活について理解を深めることができる教育課程を編成しています。

2. 教育内容・学修方法に関する方針

(1) 1年次においては、留学前の準備としてEAP(English for Academic Purposes)プログラムを設定し、英語力の向上を目指しています。また、教養ゼミナール、専門基礎科目や Study Abroad の授業を通して、アカデミック・スキルを学び、留学前に必要な知識の習得を目指し、留学の意識付けを行なっています。

(2) 2年次においては、留学帰国後に2つのコース(比較文化・グローバルイングリッシュ)に分かれて、それぞれのコースのコア科目を中心に専門科目の学修が始まります。また、専門分野の研究をどのように進めていくのかに関して学習する「リサーチ・リテラシー」や、レポートや卒業研究報告書を英語で書くために必要な知識を学ぶ「アカデミックライティング」を履修します。

(3) 3～4年次においては、各自が選択したコースに置かれた専門科目を中心に学修します。専門科目は英語使用を中心とした形式で構成されており、その中には、価値観の異なる人々との協調・協働を促進させるため、幅広い教養を身につけることができる科目が多くあります。比較文化コースでは、宗教、地域、文化の諸相、観光、フィールド演習の5つの区分の中に、また、グローバルイングリッシュコースでは応用系、実践系、教職専科系の3つの区分の中に様々な科目が用意されています。専門ゼミナールでは、各自でテーマを設定し、それについてさらなる研究を進めていきます。卒業研究報告書は英語で執筆し、専門領域の研究内容を英語で発信します。

3. 学修成果の評価の方針

(1) 講義演習科目においては、試験およびレポート等により知識・技能の習得に関する到達度を評価します。

(2) 実習科目においては、事前学習や準備の取り組み状況、事後の振り返りや成果発表までの一連の学習活動について、関心・意欲・態度の観点と課題発見力・課題解決力の観点から総合的に評価します。

なお、人文学部では2025年度に国際英語学科を新設し、既存の国際文化学科と

併せて2学科体制に再編する。学科再編に対応する新カリキュラムを編成し、2024年度入学生より新カリキュラムでの授業を実施することとする。

<大学院経営戦略研究科>

経営戦略研究科のカリキュラム・ポリシーは次のとおりであり、学生便覧に掲載し、Webサイトへの公開により周知している。

① 教育課程

主として以下の分野において、高度な専門知識を有し高い実践力のある人材を養成するためのカリキュラムを構築する。

「職業会計人」

税理士や企業会計の専門家を養成する目的に沿って、税務および会計の諸領域に属する専門科目(税法研究、税務会計研究、財務会計研究、会社法研究等)を配置し、専門基礎理論と先端理論について研究課題、演習課題、ケーススタディ等を用いて体系的に授業を行う。

「アドバンスト・マネジメント」

企業経営、マネジメントに関する高度な知識を基にそれを実践していく人材を育成する目的に沿って、経営学の諸領域に属する専門科目(経営戦略研究、経営分析研究、生産管理研究、マーケティング研究等)を配置し、専門基礎理論と先端理論について研究課題、演習課題、ケーススタディ等を用いて体系的に授業を行う。

② 指導方針

本研究科では、学生の能力、意欲を最大限引き出すため、また、学位論文審査体制を充実させるために、複数の教員による指導体制をとることとする。修士論文の指導教員(主査)は1年次に、副指導教員(副査2名)は1年次の後期に決定する。修士論文は、2年次における2回の報告会における報告を経て、公開の最終審査において合否の判定がなされる。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<経済学部・人間科学部・人文学部>

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、専門知識の修得とそれを生かす力を最重視している点で一貫している。

専門知識を身に付けるための専門教育科目が学部・学科で配置され、専門教育科目の中に専門知識を得るためだけでなく、討論したり研究や調査したりする場である専門ゼミナールと「卒業研究」が必修化されている。経済学部でのゼミ名称は「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」「専門ゼミナールⅢ・Ⅳ」となっている。

<大学院経営戦略研究科>

経済学や経営学及びその関連分野に関する高度な専門知識を身に付けるための科目が主に「経営」「会計・税務」「経済」の三つの分野に分けられ、バランスよく配置されている。高度な専門知識を得るためだけでなく、得た専門知識に基づいて修士論文を作成するための「研究指導Ⅰ～Ⅳ」「論文完成指導」という授業科目が設けられている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

本学では学部・学科のディプロマ・ポリシーに掲げられた教育目標を達成するため、それぞれのカリキュラム・ポリシーを定め、より専門性の高い独自の教育課程を編成している。

学部・学科のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成は、学生便覧に科目配当表とともにカリキュラム・マップとして示し、運用している。さらに、カリキュラム・マップの履修指示をシラバスにも記載し、学生への周知を図っている。

シラバスについては、全教員に教員便覧とともにシラバス作成マニュアルを配付している。作成後は教務部会が内容をチェックし適切に整備している。シラバスは、学務システム上で学生が自由に閲覧できるようになっている。

また、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、本学履修規程第4条において1年間に履修できる単位数の合計を、一部例外を除き44単位とする上限を設けている。

＜大学院経営戦略研究科＞

経営戦略研究科では高度な専門知識を有し高い実践力のある人材を養成するため、「職業会計人」と「アドバンス・マネジメント」の二つの分野に分かれている。「職業会計人」では、税理士や企業会計の専門家を養成する目的に沿って、税務及び会計の諸領域に属する専門科目(税法研究、税務会計研究、財務会計研究、会社法研究等)を配置している。また、「アドバンス・マネジメント」では企業経営、経営学の諸領域に属する専門科目(経営戦略研究、経営分析研究、生産管理研究、マーケティング研究等)を配置している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育を重視している。「金沢星稜大学倫理要綱」の「4. 行動規範(1)学生の行動規範」にある「②勉学に励み、現代社会に生きる素養と能力を身につけ、何事も意欲的に行動し人間力の向上に努める。」と述べているように、学年に関わらず「現代社会に生きる素養」として教養を身に付ける機会を提供している。具体的には、全学共通で開設の「共通教育科目」の中の「教養教育科目」として教養教育を編成し、教養教育と専門教育の双方をバランス良く「くさび形」に配置している。また、「金沢星稜大学倫理要綱」の「2. 目指すべき大学像」には「多様な教育研究活動を実現する」ことや「多様な人材を育成する」ことが謳われており、その基盤としての多様な学びを担保できるように教養教育科目の編成を目指している。

教養教育は、人文、社会、自然、スポーツ、外国語、言語、発展等、幅広い領域にわたる分野で構成されている。「金沢星稜大学倫理要綱」の「4. 行動規範(1)学生の行動規範」②勉学に励み、現代社会に生きる素養と能力を身に付け、何事にも意欲的に行動し人間力の向上に努める。」及び「④未来が自己の双肩にかかっていることを自覚し、グローバルな視野と長期的展望をもって思考し実践する人物に成長するよう努力する。」に鑑み、「意欲的に行動」できるような態度と姿勢を育み、「グローバルな視野」をもって思考する手段として、外国語の中でも英語を重要視している。

1年次から集中的に英語を学ぶことが効果的であることから、平成28(2016)年度からクォーター制を導入している。クォーター制は、ほかの「教養教育科目」でも導入され、短期・中期の留学等も計画しやすい環境を創出している。

ゼミナール教育を教養教育の中でも行っている点が大きな特徴である。経済学部では「教養ゼミナール A、B、C、D」(1年次)、「基礎専門ゼミナール I、II」(2年次)、人間科学部では「基礎ゼミナール I、II」(1年次)、人文学部では「教養ゼミナール A、B」(1年次)が必修化されている。教養教育の中で開講されているゼミナールでは、主にアカデミック・スキルの習得を目指しながら、学生の多様な学びと教員の協同的な教育が行える設計が成されている。特に「教養ゼミナール」では、各クォーターで担当教員が変わるため、多様な教員との関わり、幅広い学問領域に触れることが可能な設計になっている。

令和4(2022)年度から共通教育科目の選択科目として新たに開設した「数理・データサイエンス・AIリテラシー」科目は、令和5(2023)年度に文部科学省数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(approved program for mathematics, data science and AI smart higher Education:MDASH)のリテラシーレベルに認定され、オンデマンド型授業で展開している。

<大学院経営戦略研究科>

経営戦略研究科では二つの分野、「職業会計人」と「アドバンス・マネジメント」のうちどちらかを専攻することになるが、もう一方の専攻分野の科目を履修することもでき、学生の意欲によって幅広い社会科学の教養が身に付けられるようにカリキュラムを編成している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

一方向型の講義スタイルから、できるだけ双方向型となるようアクティブ・ラーニングを意識して教授方法の工夫・開発を進めている。「基礎ゼミナール」「教養ゼミナール」「フィールド演習」「専門ゼミナール」など演習形式の授業では、課題解決型のアクティブ・ラーニングを取り入れている。例えば、地域の町おこしプランの作成、地元企業への新商品の提案、教育機関での実践的学び、スポーツ施設の運営サポートなど、学生自らが課題を見付け出し、課題について調査・研究し、解決策等を提案するという流れでアクティブ・ラーニングを実践している。

シラバスには、実務経験のある教員がその実務経験を十分に活かした授業を展開することを授業方法や内容、到達目標等と併せて明記している。また、実務経験のある教員が直接の担当でなく、オムニバス形式で企業等から講師を招いて実践的教育を行う場合も記載している。さらに事前事後学習や教室外学習の指示、成績評価のフィードバック、アクティブ・ラーニングの要素等についてもシラバスへ記載し、徹底させている。

また、令和4(2022)年度の学部横断全学共通FDにおいては、学内の教員のオンデマンド授業の事例を共有し、文部科学省「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」「大学等における教育FD動画コンテンツ」の視聴による研修を行った。令和5(2023)年度より、14回+1回(オンデマンド)の授業とし、オンデマンドを効果的に取り入れることを行っている。

令和5(2023)年度の共通FDにおいては、分科会「AI時代の“大学での学び”～レポートをめぐる問題と対策～」 「大学教育のDX化～MDASHリテラシーレベルプラスへ～」において教学での取り組みをまとめている。

＜大学院経営戦略研究科＞

経営戦略研究科では複数の教員による指導体制をとっている。修士論文の指導教員(主査)は1年次に、副指導教員(副査2名)は1年次の後期に決定する。修士論文は、2年次における中間報告会と最終報告会における報告を経て、最終審査において可否の判定がなされる。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

＜経済学部・人間科学部・人文学部＞

大人数講義における授業方法の工夫については、適正人数での授業実施、SA の活用等を含め、継続的なFDを実施していく。数理・データサイエンス・AI教育の認定制度への早期対応が求められており、「数理・データサイエンス・AIリテラシー」という科目を共通教育科目の選択科目として令和4(2022)年度から新たに開設したが、令和5(2023)年度は、「大学教育のDX化～MDASHリテラシーレベルプラスへ～」についてFD活動として取り組んだ。

＜大学院経営戦略研究科＞

経営戦略研究科では多くの修了生が税理士などその専門性を生かした職に就いているが、修了生が在学生の教育に何らかの形で携わるという実践的指導方法を検討している。

3-3 学修成果の点検・評価

＜評価の視点＞

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の点検・評価については、全学的な取組として、取得単位数、GPA、「授業評価アンケート」の結果、免許・資格取得者数及び就職状況の把握を行っている。全ての学生の取得単位数やGPAなどの学修状況は、全教員と教務課職員が学内システムで確認できるようになっている。また、「授業評価アンケート」は全ての授業で実施され、教員はアンケート結果(各アンケート項目の平均値、具体的要望についての記述など)をWebサイト上で確認することができる。これらの取組に加え、人文学部では、留学前にIELTS(International English Language Testing System)のテスト結果を用いて、英語能力の伸長度を測定している。

また、学生が卒業までの学修成果をどのように自己評価しているかを把握するため、卒業生へのアンケート(卒業時アンケート)を実施している。その質問項目のうち、「学んだ分野に応じた力の実感」では、学ぶ範囲(間口)の違いなど学科の特性により学科ごとで差異はみられるが、「とても高い」と「やや高い」を足した肯定的な回答をした学生の割合は83%(経済学科)から

95%(国際文化学科)までと全体的には高いと評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生の取得単位の状況は、年度末の卒業判定にかかる各学部教授会において、全ての専任教員に報告される。また、GPA を含めた学生の学修状況を学内システムで随時確認できることや、「授業評価アンケート」を学期中でも中間評価として実施することが可能なことから、それらの結果を見て教員は直ちに学修指導の改善に反映させることができる。

令和元(2019)年度から、シラバスにおいて学生に対する学修成果のフィードバックの方法を記載することとし、学修の改善につながるよう配慮している。

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

学務システムの導入等により、学修状況の把握と教育改善へのフィードバックを効率的かつ効果的に行える環境は整いつつあるが、三つのポリシーに明示した学修成果をより適切に把握・評価するための体系的かつ継続的なデータの収集・分析と、三つのポリシーが目指すものを本学の教育が具体的に担保するためのシラバスの精緻化を図り、その適正運用に努めている。データの収集等については、IR を担当する法人の経営企画課との連携により、学修に係るデータを収集・分析・可視化し、三つのポリシーとシラバスの整合性の視点も加味して検証し、より質の高い学修指導を目指すこととしている。また、学修成果の点検・評価については、多面的な視点で行えるよう、現在の点検・評価に加えて就職先企業への調査、卒業生へのアンケート、在学生の保護者へのアンケート等について段階的に準備を進めている。

[基準 3 の自己評価]

本学では教育目的を定め、これを実現するための方策として、三つのポリシーを定めて周知している。そのディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定及び修了認定の基準を策定、周知し、厳正に適用している。なお、進級基準を設ける必要性については多角的な視点から引き続き慎重に検討する必要がある。

教育課程については、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め周知している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され実施している。1 年間に履修できる単位数の合計を原則 44 単位とする上限を設定するとともに、教養教育を専門教育とともにバランス良く実施している。

シラバスについては、学生に対して成績評価のフィードバックを行う旨をシラバスに明記することとし、今後の学修改善につながるようにしているところであるが、三つのポリシーが求めるものと授業科目の関係性についての明示化を進める検討を行っている。

教授方法については、一方向による講義スタイルから、できるだけ双方向になるよう、アクティブ・ラーニングを意識した教授方法の工夫・開発を目指すとともに、教室における授業方法の工夫についての FD の実施などさらなる改善に努めているが、大人数授業の環境改善が依然として大きな課題となっている。

学修成果の点検については、成績評価だけでなく授業評価アンケートに基づいて行っており、点検の結果等を踏まえて教育内容、教育手法、学修指導等の改善を随時進めている。

また、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査も実施している。

※参照エビデンス 3-1, 3-2, 3-3, 3-4

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

<評価の視点>

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定と教学マネジメントについて、学則第 27 条第 1 項にて「学長は学務を総覧し、所属職員を統督する。」と定めている。この規定により、学長が大学運営の権限を有し、責任を負っている。学長が適切なリーダーシップを発揮するために、副学長を 3 名配置している。学長を補佐する副学長の組織上の位置付け及び役割は、学則第 27 条第 2 項に「副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。具体的には、「金沢星稜大学副学長に関する規程」で役割について次のように定め、それぞれの業務を担うことで、学長を補佐する体制が適切に機能している。

- (1)学務に関すること
- (2)入試戦略に関すること
- (3)研究支援に関すること
- (4)地域貢献に関すること
- (5)国際交流に関すること
- (6)キャリア教育に関すること
- (7)自己点検評価及び教員業績に関すること
- (8)ファカルティ・ディベロップメントに関すること
- (9)その他学長が必要と認めた業務

また、法人部門で設置校全体の IR に係る施策をつかさどる経営企画部経営企画課と連携し、教学運営に必要な各種情報の収集、調査などによる客観的なデータ分析を行うことで、学長はもとより大学の意思決定を支援している。

- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-①で示したとおり、学長はトップとしての意思決定の権限と責任を有し、教学マネジメントを適切に担っている。

また、教学、教育研究に関する重要事項の審議については「金沢星稜大学学則」及び「金

沢星稜大学大学院学則」において、次のように定めている。

○「金沢星稜大学学則」

第 28 条 本学に、本学の教学に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べるものとし、又は学長の求めに応じ意見を述べるができる機関として協議会を置く。

第 29 条 協議会は、学長が招集し、その議長となり、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、協議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 協議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第 32 条 学部の教授会は学部長が招集し、その議長となって次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 35 条 教養教育部の教授会は教養教育部長が招集し、その議長となって教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものの審議をし、学長に意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

○「金沢星稜大学大学院学則」

第 35 条第 4 項 研究科委員会は次の事項を審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして、学長が定めるもの

同条第 5 項 研究科委員会は第 4 項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

上記の審議機関のほか、大学に教務部会、学生部会、入学部会、評価部会、図書委員会、総合研究所運営委員会、地域連携センター運営委員会、国際交流センター運営委員会、キャリアセンター運営委員会、学生支援センター運営委員会、教職支援センター運営委員会及び総合情報センター運営委員会の四つの部会と八つの委員会を各規程により置くことを定め、各部会、委員会において各規程に則り、教育研究に関する事業の実施や教育研究内容、運営に関する協議を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の使命・目的を達成するため、事務職員の組織・体制を構築し、学校法人稲置学園事務組織及び事務分掌規程により職制の権限と所管業務の範囲を定め、業務を遂行している。

4-1-②で示した協議会は、学長のリーダーシップの下に教学マネジメントを機能させるための最高機関であり、各学部長、学科長及び事務局長等を構成員として配置し、事務局各課長の同席を可能としている。各教授会や 12 の部会・委員会には、関係各課の事務職員が参画し、説明や意見を述べるなど教職協働による運営を行っている。

金沢星稜大学常任部会規程に定めにより、学長、副学長、各学部長、教養教育部長、研究課長、事務局長及び事務局副局長を構成員とする常任部会を置き、事案に係る部会・委員会の部長等並びに事務局課長が適時参画している。

これらの運営を通して、大学全体で教学及び管理運営の方向性の共有を図り、業務遂行の迅速化を可能としている。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学長のリーダーシップの下、副学長や学部長、部長・委員長の役割・権限を明確にし、大学の全ての構成員が参画した上で、大学運営を遂行するとともに、長期的な展望を備えた教学マネジメントをエビデンスに基づいて推進していくために教学 IR の機能強化を図る。大学運営に関する広範なデータを、収集・分析した上で、学内ネットワーク上のデータベースとして整備し、情報を随時提供できる体制を整えることが、大学全体の事実に基づく運営判断の質を向上させ、学長のリーダーシップによる大学改革の支えとなっていく。

また、業務執行体制の機能化に向けて、学園の法人部門との十分な協議による合意形成と継続的な連携に取り組むとともに、執行体制の機能を絶えず検証し、さらなる組織機能の充実を図る。

4-2 教員の配置・職能開発等

<評価の視点>

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和 5(2023)年 5 月 1 日現在における学生数 2,794 人に対する専任教員数は 91 人であり、教授数とあわせ大学設置基準を満たしている。大学院担当教員は、経済学部の専任教員が兼務している。カリキュラムにおける授業科目は、担当可能な教育研究実績を有する教員を適切に配置している。

また、附属施設の総合研究所、国際交流センター、教職支援センター、総合情報センター

に当該センター等所属の専任教員又は特任教員を置き、当該センター等業務や授業、研究活動を行っている。実習系の授業科目を持つ人間科学部のスポーツ学科、こども学科には、授業科目の補助を行う助手を配置し、実習系授業がスムーズに行われるようにしている。

教員の採用・昇任に関しては、「金沢星稜大学教育職員の資格審査に関する規程」において定め、採用と昇任を決定している。採用に係る募集方法や審査方法等の細則に関しては「金沢星稜大学採用選考等に関する取扱要領」において定め、昇任に係る審査基準や審査方法等の細則については「金沢星稜大学資格審査に関する要領」で定め、適切に運用している。

また、教員の「教員業績自己点検評価シート」の作成を8月に実施し、研究・教育業績、学内業務、学外での活動等、設定した項目において詳細な自己点検を行っている。

※参照エビデンス 4-1

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

令和 5(2023)年度は学部横断型の FD とし、「メジャー・マイナー制あるいは学部横断的プログラムの開発」「MDASH リテラシーレベルプラスにおける情報教育の在り方」「AI 時代の“大学での学び”～レポートをめぐる問題と対策～」「ナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの策定」の 4 つのテーマにおいて、各学部の教員に事務職員も加わり議論を行った。同年 11 月には、各テーマの FD の報告会を開催し、当日は 67 名の教員と 22 名の事務職員が出席し、それぞれのテーマにおける検討課題や今後の進め方などを共有し、今後の活動に向けての共通認識を深めた。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用・昇任の資格や基準等については、引き続き適切に運用していくこととしており、方針の変更はない。FD は、学部・教養教育部、学科においての固有の問題を取り上げて、教育内容・方法等の改善・向上に取り組んできた。

4-3 職員の研修

<評価の視点>

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本法人では、法人の職員としての社会的使命を自覚するとともに法人及び本学のビジョン

や目標を実現すべく、職員一人ひとりがその職責を着実に果たすための職員の資質・能力向上等の取組みとして、各種研修等を実施している。

具体的には、新任研修として、新卒の教職員を対象とした社会人としての心構えや基本スキルを修得するための e-learning 研修(令和 5(2023)年度は大学教職員対象者なし)、中途採用者を含む新任の事務職員を対象とした学園理解研修及び就任 2 年目の事務職員との合同研修を毎年実施し、建学の精神、財務状況及び設置校(大学)の取組み等に対する共通理解により本学職員としての自覚や帰属意識の向上、職員間の交流促進を図っている。(令和 5(2023)年度については、能登半島地震の影響により令和 6(2024)年度に延期した。)

職位や勤務年数等に応じて、毎年日本私立大学連盟の各種研修に自主的に参加しており、日本私立学校振興・共済事業団の職員研修に推薦し参加をしている。また、令和 5(2023)年度から目標管理制度を導入(試行)し、事業計画及び業務課題等を共有の上、目標を設定し、面談を通して、能力開発や組織の目標達成に向けた知識・スキル等の習得の意識付けを行っている。これらの自主的な取組みを支援するため、自主研修補助制度も整備している。

全体研修として、法人の全教職員に対し、法令順守に係る研修を毎年実施している。令和 5(2023)年度は、学園グループウェア(ガルーン)の適切な使用及び情報管理を目的として「学校法人稲置学園情報セキュリティ基本規程」及び「学校法人稲置学園個人情報の保護に関する規程」に基づき情報管理研修を実施した。ハラスメント防止に関する研修については、管理職を対象に、管理職に必要な認識と意識の向上を図った。また、理事長方針として教育現場や職場におけるハラスメントの撲滅や職場環境改善を掲げ、毎年、全教職員、派遣職員、業務委託職員を対象に「ハラスメントに関するアンケート」を実施しており、令和 5(2023)年度は、「職場改善のためのアンケート」を実施し、ハラスメントを含む実態把握とその対応を行った。大学では、SD 研修の一環としてハラスメント防止ポスター及びリーフレットを作成し、学生にも配付する等大学内において防止の意識を高める取組みを行っている。また合理的配慮の必要な学生に対する支援について研修を行っている。

役員においても、日本私立学校振興・共済事業団の学校運営に関するセミナーに1名参加した。学校法人のガバナンス改革推進セミナーに常勤役員 6 名が参加する等学校運営の高度化やガバナンスの強化に努めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学が地域社会・ステークホルダーから支持される教育機関として持続可能な経営基盤を構築するためには、多様化する社会が求める人材を育成するためのカリキュラムや教育環境の再構築等により、教育の質保証・充実・発展に努めていく必要がある。令和 5(2023)年度は人事評価制度規程を策定し、職員に必要とされる能力・資質の向上及び知識・スキル等の修得等多様な分野で活躍できるようキャリアパスを見据えた体系的な人材育成プログラムの構築に着手しているところである。併せて今後、教育職員及び事務職員が協働して能力・資質等の向上を図るための体制等を検討し、大学運営の高度化に取り組むこととしている。

4-4 研究支援

<評価の視点>

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任の教員には、講義準備はもとより個々の研究活動に利用可能な、書架を備えた床面積約 25～30 m² の研究室を割り当てている。特任教員においても、特任共同研究室を用意している。研究室がある校舎の A 館、G 館への入退館は、職員証によるカード式の電子錠を用いることで行うことができ、休日も研究室を利用することができる。

大学院生には共同利用の院生研究室を用意し、研究活動の自由を保証している。

全ての専任教員と特任教員には、パソコンと卓上ディスプレイを貸与している。全館内に無線 LAN が整備され、教員研究室にある有線 LAN とともに常時接続可能な状態にある。また、各館各階の教員研究室付近には、教員共用設備としてデジタル複合機を設置している。

教育・研究用の情報データベースとしては、教員推薦に応じて、欧米有料電子ジャーナルが 36 誌、第一法規(株)が提供する法情報データベース「D1-law.com」と税務・会計情報データベース「D1-law.com 税務・会計法規」、JST(科学技術振興機構)が提供する科学技術全般の文献情報データベースサービス「JDream III」、(株)プロネクサスが提供する企業情報データベースサービス「eol」、(株)丸善が提供する学術図書に特化した電子書籍配信サービス「Maruzen eBook Library」などが用意され、教育・研究に活用している。

令和 4(2022)年度には、教育職員学術研究研修規程を制定し、国内派遣研修・海外派遣研修制度の改正を行い、本学の教員が多様な形で学外での研究活動に従事することが可能になった。従来の規程よりも、研修に従事できる年齢の制限を緩和するとともに、学外の研究機関に所属しなくても研修を行うことが可能になった。また、科学研究費助成事業の国際共同研究加速基金などといった研究資金を取得することで、海外での研修を行うことも可能になった。

研究に係る予算申請、外部資金申請、予算執行及び出張関連手続きなど、研究活動に関わる事務業務は全て総合研究所に一元化し適切に管理している。研究費の執行に関しては、その煩雑さに研究者である教員から苦情が寄せられることもあるが、ある程度厳密な手続きを求めることは、研究費の適切、公正な運用を行っていくためには止むを得ない。本学では研究費の適切、公正な運用とその使い易さの間のトレード・オフのバランスを取るために、アンケート調査等を通じた研究者からの意見を基に、随時研究費執行手続きの改善に努めている。また、「研究活動補助費取扱要領」を作成し、運用方法を明示している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動が社会の信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、建学の精神の下、研究倫理の徹底を図っている。具体的には、平成 22(2010)年に「学校法人稲置学園公的研究費取扱規程」を定め、その後、平成 27(2015)年にそれに代わる「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程」を定めた。さらに、これらの規程を補うものとして、平成 24(2012)年に「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理規程」と「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部研究倫理委員会規程」を、平成 29(2017)年に「学校法人稲置学園における研究データ等の保存及び管理に関する規程」を制定し、これらの規程を中心に、より厳格な研究倫理の確立に向けた取組を進めている。また、関連する規程として平成 24(2012)年に「金沢星稜大学及び金沢星稜大学女子短期大学部「人を対象とする研究」倫理審査規程」を制定し、本規程を中心に、研究活動における個人情報の取扱い等に関しても最大限の注意を払っている。

さらに、「学校法人稲置学園における研究活動不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止計画」を策定した。それらの計画においては、責任体制の明確化、研究成果・研究データの保存・開示の明確化と徹底及び不正行為の告発等の窓口の周知徹底等を進めていくことを求めている。責任体制の明確化としては、前述したように、最高責任者、統括責任者及び研究倫理教育責任者を設置し、その職務・責任も明確化した。研究成果・研究データの保存・開示に関しては、前述の「学校法人稲置学園における研究データ等の保存及び管理に関する規程」を制定し、その保存対象及び期間を明確化し、その徹底を図っている。不正行為の告発等の窓口に関しては、研究活動上の不正行為に関わる告発・相談窓口(コンプライアンス窓口)を設置し、研究活動上の不正行為(その疑いがあるものを含む)に関わる学内外からの告発・相談を受け付ける体制を整備した。

研究倫理は、研究者一人ひとりの常日頃からの心掛けに負うところが大きいですが、本学としても、常に研究者にその重要性の自覚を促すために、毎年 1 回、全研究者参加の研究倫理研修会を開催している。本研修会においては、研究倫理を巡る最近の動向を紹介するとともに、令和 5(2023)年度までは APRIN の、令和 6(2024)年度からはロバスト・ジャパンの e ラーニングプログラムの受講を課している。このプログラムを受講することは、科学研究費補助金(以下「科研費」という。)の申請のみならず、本学の研究費を申請するための要件にもなっており、研究に際して必ず受講しなければならないようになっている。また、令和 3(2021)年度からは、大学院生に対しても受講を課している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の研究費の配分対象となる研究者は、毎年研究者として総合研究所に申請し登録を行う必要がある。研究の進捗状況に関しては、毎年中間報告書を提出することを義務付けており、年度末には最終報告書を提出することになっている。この報告書は、総合研究所において年報としてまとめ公表している。

個人研究費は、申請に基づき一人当たり 30 万円を基本額として配分している。これに、前年度の外部資金への申請・採択状況、成果の公表などの研究実績等に応じ、加算している。この加算制度は、一層の研究活動及びその成果発表を促すためのインセンティブを付与することを目的としたものである。

個人研究費とは別に、学内外の研究者 2 人以上で組織する研究グループを対象に、1 件 50 万円を限度とする「共同研究」と、学内の研究者 3 人以上で組織し、研究助成期間を 4 年間とする大型の研究助成(年間 100 万円)「プロジェクト研究所」を整備している。令和 5(2023)年度の申請数と採択件数は、「共同研究」が申請 6 件で採択 6 件、「プロジェクト研究所」が申請 3 件で採択 2 件(継続 1 件)となっている。令和 2(2020)年度からは、これまで本学の課題であった大型の競争的外部資金、例えば科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究 (S)・(A)・(B)の獲得状況を改善するために、プロジェクト研究所において大型研究費取得に向けた申請要件を設けた。また、共同研究においては、採択する課題について枠組みを設定した。具体的には、教育職員の博士号取得を促すための若手奨励研究枠、学部や部署間で連携した研究を行うための分野横断型研究枠、この二つの枠には当てはまらない研究のための自由課題枠の三つの枠を設けた(各研究枠で採択できる課題の数は原則 2 件)。

研究者の研究成果の発表は、それぞれが所属する学会での発表、ジャーナルへの掲載、図書の出版等が中心となるが、本学教員と学生で構成される「金沢星稜大学学会」が発行する紀要を通じて研究成果を発表することもできる。同学会の経済部会から「金沢星稜大学論集」(2023 年度で通巻 57 巻 2 号)、人間科学部会から「人間科学研究」(同 17 巻第 2 号)、人文学部会から「人文学研究」(同 8 巻第 1 号)が発行されており、また、短期大学部会からは「星稜論苑」(同 52 巻)が発行されている。これらの紀要に収録された論文で、平成 12(2000)年度以降出版のものについては本学の Web サイト上で公開されている。また、学内研究として本学から研究費の助成を受けた研究成果の概要は、総合研究所において「年報」として冊子にまとめ公表している(同 43 巻)。さらに、研究成果を図書として出版する場合には、その費用の一部(上限 80 万円)を本学が助成する制度を平成 25(2013)年度から設けており、当該年度以降毎年度 1~3 件の図書出版を助成している。令和 5(2023)年度は、2 件の申請があり、2 件採択している。

科研費については、令和 5(2023)年度の申請件数は、「基盤研究 B」が 1 件(採択数 0 件)、「基盤研究 C」が 14 件(採択数 2 件)、「挑戦的研究(萌芽)」が 2 件(採択数 0 件)、「若手研究」が 3 件(採択数 2 件)、「研究活動スタート支援」が 1 件(採択数 0 件)となっている。今後も総合研究所では、研究者へのきめ細やかな公募内容の周知と申請支援を行い、申請数、採択数の増加を図っていくこととしている。

なお、共同研究等にかかる専門的な支援体制について、URA(University Research Administrator)の導入等を含めた検討を開始した。また、科研費の受入れから支出処理、各種報告書の作成までの業務を効率化し、適正に管理するため、令和 6(2024)年度中のシステム導入を進めた。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究成果の社会還元のあり方として、総合研究所が助成する共同研究とプロジェクト研究所については、公開型の研究成果報告会が行われているが、さらなる社会的認知を高めるために、毎年発行している金沢星稜大学総合研究所年報の Web サイト上での成果の公開などを検討する。また、市民公開講座の改善、機関リポジトリ(オープンアクセス)の構築・導入等に関しても、具体的な検討を重ねる。

ちなみに、このほか総合研究所運営委員会では、研究倫理教育の促進、効率的かつ適正

な研究資金の配分方法、あるいは科研費申請における学内チェック方法の再検討(希望者による書類チェックとチェック方法の細分化・専門化)などについて議論が行われた。

現在 3 学部からなる本学は、多様な分野の研究者が集まっている。こうした環境を生かして、研究の国際化をはじめ、学際的な研究をより活発にする仕組みを作っていく。また近年、研究活動における不正行為への対応が強く求められるようになったことを踏まえて、現行の研究における倫理規程の改正について検討を重ねていく必要がある。

[基準 4 の自己評価]

本学は学長がリーダーシップを発揮できるように副学長制度の体制を整備するとともに、各部会・委員会運営にも事務職員を配置することで教職協働を確立している。教員の配置についても、大学設置基準をはじめ、教育目標、教育課程に即した採用・昇格は、規程に基づき適切に行っている。教職員の研修体制についても、特にハラスメント研修については継続的に行うこととしており、全学的、組織的に実施している。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究費の配分も適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

<評価の視点>

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人稲置学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)第 3 条に掲げる目的を達成するため、「学校法人稲置学園倫理綱領」(以下「倫理綱領」という。)を制定している。倫理綱領では、「学校法人稲置学園の使命は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、健全な学校経営を推進し達成されるものである。このため学校法人に課せられた極めて公共性の高い使命と公的・社会的性格を認識するとともに、倫理性、社会性を強く念頭において建学の精神を活かした学校運営に努めなければならない。」と定めている。また、「法人の役員、職員、期限付き職員等全構成員が自覚と責任ある行動に留意し、公正な職務を遂行する」ことを求めている。

経営の規律と誠実性を維持するために、私立学校法第 47 条及び 63 条の 2 に規定している書類、名簿並びに学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定している教育研究活動等の状況についての情報及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定している教員の養成の状況についての情報について、Web サイトで公開している。併せて、寄附行為を始めとする諸規程・諸規則は、学内グループウェア上に掲載し、全ての教職員がいつでも閲覧でき、情報共有している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

常勤理事で構成する常務理事会を毎週開催し、内外の社会情勢や経済情勢を踏まえた経営や教学の政策論議を行い、理事会及び評議員会に法人の使命・目的の実現に向けた各種取り組みを提案している。また、令和 5 年(2023)年においては、大学長を加えた常務理事会を月 1 回開催し、本学事務局から重要議案の決議案・協議案の提議及び定期事業報告を行い、必要に応じて適切な措置等を講じられる体制を構築している。その他に、教育研究担当理事が議長となり、設置校全体会議及び大学設置校会議を設け、各設置校の中期計画等における個別課題の共有や対応を検討している。さらに具体的な課題については、分科会を設置し、当該分野に精通した人材を構成員に加え、より実践的な討論を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、ごみの分別、空調設備運転の効率化、LED 照明への交換など消費電力の低減、メディアライブラリー及びグローバルコモンズにおいては、屋上の緑化を行い

環境改善に努めるとともに、全教授会で会議システム導入により学内におけるペーパーレス化を実施している。また令和 5(2023)年度より、評議員会・理事会・常務理事会等においても会議システムを導入し、法人全体でのペーパーレス化をさらに推進している。令和元(2019)年 6 月 5 日付で労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の施行により、「学校法人稲置学園ハラスメント防止等に関する指針」及び「学校法人稲置学園ハラスメント防止等に関する規程」を改正し、ハラスメント防止対策の強化を図っている。また、ハラスメント相談に対し、迅速な対応と早期解決をはかるため、ハラスメント相談員の具体的な対応及び設置校の役割等について見直しを行い、ハラスメント事案発生後の対応フローを整備した。令和 5(2023)年度は、従来から全職員を対象に行っていた「ハラスメントに関する調査」の対象範囲を拡大し「職場環境改善に関する調査」として、ハラスメントのみならず職場環境全体の改善に向けた内容とした調査を継続実施し、加えてハラスメント防止等の研修を継続することにより、教育現場や職場におけるハラスメント等の撲滅を目指し、職場環境の改善に努めている。

ハラスメントを含め法人全体の危機事象に対応する危機管理室においては、リスク管理統括課及び広報課に業務を分掌し、法人のリスクマネジメント及びコンプライアンス等並びに危機広報・学園広報及び情報の管理・統制等を行っており、体制は整備されている。また、情報漏えいや不正アクセス等を未然に防止するため、情報セキュリティ基本規程の制定、個人情報保護に関する規程の更新及び個人情報、機密情報等を一元管理する情報管理台帳の整備等、個人情報保護等の情報関連の制度の体制確立に取り組んでいる。

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

令和 5(2023)年度に大規模地震を想定した防災訓練を全学的に実施したが、令和 6 年能登半島地震における初動対応等の反省を踏まえ、現状の課題を整理し、災害時における危機管理体制をこれまで以上に整備していく。

大学においては、いち早く会議システムを活用して学内のペーパーレス化に取り組んでおり、法人全体としても令和 5(2023)年度より同システムの運用を開始した。今後は、ペーパーレス化のみならず、業務効率化及び生産性向上を図り、職場環境の改善と働き方改革を推進していく。

5-2 理事会の機能

<評価の視点>

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

理事会は、設置学校の長(寄附行為第 7 条第 1 項第一号)が 2 人、評議員からの選任者(寄附行為第 7 条第 1 項第二号)が 3 人、学識経験者(寄附行為第 7 条第 1 項第三号)が 5 人の合計 10 人(2023 年 5 月 1 日時点)で構成されている。

理事会は、原則月 1 回開催され、適切に意見を述べることができるよう、開催1週間前に各理事に対し議案を送付している。理事は理事会をやむを得ず欠席する場合には議案の賛否だけでなく、意見表明欄を設けた委任状を提出している。また監事は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べ、適切な運営を行っている。

なお、理事会の決議及び協議事項は、「学校法人稲置学園理事会規程」第 8 条において次のとおり規定されている。

- (1) 本法人及び設置する学校の管理・運営の基本方針に関する事項
- (2) 本法人及び設置する学校の将来計画に関する事項
- (3) 理事(役付理事を含む。)、評議員及び理事長の選任及び解任に関する事項
- (4) 学長、校長及び園長の選任及び解任に関する事項
- (5) 評議員会に付議すべき事項
- (6) 本法人及び設置する学校の運営の根幹に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (7) 本法人諸規程(各部門の規程を含む。)に定める事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本法人の業務に関する重要又は異例事項

経営の最高意思決定機関を理事会と定めているが、常務理事会は同会の機能に加えて、自主性及び規律性並びに戦略的機能を兼ね備え、あらかじめ理事会において専決事項として決議した重要事項を迅速かつ適切に決議するための役割を担っている。また常勤監事が陪席し必要に応じて意見を述べている。寄附行為第 3 条に定める目的の達成及び「学校法人稲置学園常務理事会規程」に定める経営全般における諸施策の執行並びに法人や設置校全体の経営管理・統括等に係る審議等を行っている。

さらに、重要事項は評議員会に諮問し運営の適正性・公共性をより高めている。また評議員会には毎回監事が陪席し、理事の業務執行の状況等について、必要に応じて意見を述べている。

ガバナンスの強化を図るため、法人部門及び大学事務局における主な業務に係る職務権限規程を制定し、令和 5(2023)年度より施行した。当該規程の制定により、それぞれの役職が遂行すべき職務と責任の範囲を明確化され、職務間の重複や命令系統の混乱を避けることが可能となり、適切かつ健全に遂行するための基盤を構築することができている。

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

法人の管理運営体制の強化として、理事長が就任以来掲げてきた「ガバナンスの強化」「危機管理体制の構築」「自己点検評価の充実」は、継続して取り組むべき重要課題である。事務組織における職務権限規程はすでに制定したが、教学における職務権限規程は未制定となっているため、教学にかかる職務権限を順次定め、ガバナンスの強化を図ることとしている。さらに常務理事会のみならず、重要会議体として位置付けている経営管理会議及び経営企画会議においては、より組織的な議論を展開し、実質的な実行力を備えた運営体制とするため、両会議を統合し「学園経営協議会」として令和 6(2024)年度より運用することとした。令和 3(2021)年 4 月に新たな事務組織として設置した危機管理室においては、コンプライア

ンスやリスク管理の強化を図ることに加え、事業継続計画(BCP)を策定し非常事態や緊急事態に耐え得る万全な組織体制の構築を図る。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

<評価の視点>

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学事務局においては、事務局長、副局長及び各課長などで構成する事務調整連絡会を毎週2回開催しており、各課の報告、課題の意見交換等を行い、情報を共有することによって、大学事務運営の円滑化を図っている。

また、法人全体の適切なガバナンス機能を有効に発揮するために、経営企画担当理事を議長とする経営企画会議と、経営管理担当理事を議長とする経営管理会議を設置している。それぞれ原則月2回の定例会とし、学園や大学の組織運営上の企画・立案や、業務の健全性・適切性確保等に関する方策の立案・執行を行い、事務執行体制の強化を図っている。

大学の管理運営については、毎週1回、学長、副学長、事務局長、副局長による執行部会が開催され、大学全体の課題とその対策について常に検討している。これらの検討課題は、学部又は学科、部会、委員会、事務局と共有し、具体的な対策については必要に応じて学科会議、意見交換会、常任部会において検討あるいは対策が講じられており、教授会、協議会で報告及び審議され、学長が決定している。

法人と大学間での共有すべき教学及び経営上の重要課題については、教育研究担当理事が議長を務める大短設置校会議及び理事長が議長を務める常務理事会(大短)を、それぞれ原則月1回開催し、協議を行っている。

大短設置校会議では、常務理事、教育研究担当理事、経営企画担当理事、経営管理担当理事、大短学長、副学長、事務局長、副局長、情報システム部長、経営企画部副部長らが参加し、常務理事会(大短)では、理事長、常務理事、教育研究担当理事、経営企画担当理事、経営管理担当理事、大短学長、事務局長らが参加することで、大学内の様々な会議での協議内容を踏まえた上で、法人経営層と大学執行部の意思疎通と連携を適切に行っている。

また、これらの会議で協議された案件の決定は、学園全体の経営管理・統括等に係る審議を行うため、理事長が議長を務め毎週開催している常務理事会での決議事項とすることで、意思決定プロセスの明確化を図っている。

これらにより、法人と大学間での組織的な意思決定は、緊密かつ円滑に行える体制を整えている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、本学の運営に関する法的な責任があることを認識し、私立学校法第 36 条第 2 項の規定に基づき、寄附行為第 17 条第 2 項に「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事の職務執行を監督している。学校法人稲置学園寄附行為第 17 条第 3 項乃至第 13 項の規定に基づき、理事長があらかじめ常務理事会で審議・決定した理事会決議事項等について役員を招集し、議長として適切に理事会を開催・運営している。

評議員は、法人職員からの選任者(寄附行為第 26 条第 1 項第一号)が 8 人、卒業生で年齢 25 年以上の選任者(寄附行為第 26 条第 1 項第二号)が 4 人、学識経験者(寄附行為第 26 条第 1 項第三号)が 11 名であり、理事の定数の 2 倍を超える 23 人(2023 年 5 月 1 日時点)を選任し適切に運営している。

なお、理事会には、学長及び事務局長が理事として、評議員会へは副学長及び事務局長が構成員として出席し、法人の管理運営等についても意見交換している。法人と大学の意思疎通と連携は適切に行われており、相互チェックの機能を果たしている。

監事は、学校法人稲置学園寄附行為第 8 条第 1 項及び第 2 項に基づき、理事会で候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任し、法律を専門とする常勤監事 1 人、弁護士・会計士・企業の会長職に就いている非常勤監事 3 人を選任している。学校法人稲置学園寄附行為第 16 条の規定に基づき、各種会議への出席や担当者等にヒアリングを行うなど、学校法人全体の状況把握に努め、課題等を見つけ出し、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について、適宜必要な監事監査を行っている。また、理事会及び評議員会にも出席し、必要に応じて意見を述べ、理事会終了後に監事報告を定例的に行うなど、学校法人の管理運営の適切性を確保するため、改善提言を行っており、学校法人稲置学園寄附行為第 16 条第 1 項第 4 号に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会で報告を行い、適切に職務を遂行している。また、常勤監事においては理事会及び評議員会のみならず、常務理事会をはじめとした法人や各設置校が開催する重要な会議等へも出席し、必要に応じて学園に提言しているほか、監査協議会を年 4 回開催し、経営管理部長、経営企画部長及び大学・短大部事務局長等も同席し、関係者間の連携を密としながら、効率的かつ効果的な監査を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

少子化をはじめとした内外の社会情勢や経済情勢など私学を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい状況にある。常務理事会を中心とした各会議体において、今後の大学及び短大部、ひいては法人の将来構想を明確に確立し早急に経営戦略や財政などの重要課題に取り組み、法人と大学の教職協働体制の実効性を高めなければならない。

また、監事は、安定した法人経営及び大学運営のため、理事の業務執行状況を監査し、法人及び大学のガバナンスの機能強化を図らなければならない。監事会、監査協議会での協議や、文部科学省や大学監査協会等の研修会に参加することで得られた情報を、教学監査の充実のために生かすことが不可欠である。

5-4 財務基盤と収支

<評価の視点>

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 5(2023)年度は、令和 4(2022)年度中期計画を継続し、その進捗状況を点検評価するとともに、従来からの中期計画策定の在り方について見直しを実施し、令和 6(2024)年度をスタートとする新たな中期計画(2024-2028)を策定した。よって毎年作成している 5 か年財政見通しの作成は行わなかったが、中期的財政の状況と設置校ごとの収支状況については継続して確認を行っている。

単年度の予算編成は、予算部門単位別に「事業計画」「事業目的別予算要求書」の提出を受け、中期計画を含めた事前協議・予算ヒアリングを実施し、予算案を作成している。年度予算は、予算編成会議において承認を受け、評議員会の審議を経て理事会で決定している。

なお、年度予算の執行状況については、半期経過後に理事会に報告している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学では、継続して安定した学生等納付金収入を確保している。一方、法人全体で見ると、少子化の影響もあり学生・生徒等納付金収入減の部門もある。このような状況下において、大学は法人の中心となり、教育研究水準の維持向上に努めつつ、効果的かつ効率的予算により、財政基盤の確立に向け鋭意努力を重ねている。

予算編成においては、中期計画実現に向けた予算編成方針のもと、基本方針において財務目標を掲げるとともに、事業の見直し等による 3%の経常経費節約を目標に掲げている。

令和5(2023)年度決算では、事業活動収支における学生生徒等納付金は対前期比 97%となった。概ね横ばいにて推移しており、特段の懸念はないが、昨年度からは減少した。支出においては、人件費は前年並みに推移したものの、教育研究経費が対全前年比 105%と昨年引き続き増加した。これは新型コロナウイルス感染症が小康状態となったことから、海外留学の実施、ゼミ活動の活発化等により教育活動経費が増加したことによるもので、教育研究経費比率についても前年の 32.2%から 34.7%へと増加した。これらの事由により、当該年度の経常収支差額は 189 百万円となり対前年比 47.4%と減少し、経常収支差額比率は前年の 6.2%から 3.0%と低下した。

また、元日に発生した令和 6 年能登半島地震による施設・設備等の復旧費用、被災した学生・教職員への見舞金等の支払い等のため、地震関連支出として約 93 百万円の支出を行った。

貸借対照表での総負債比率は、借入金の計画的返済等により前年の 9.6%から 9.3%に低下した。

法人の財務状況は、「私学事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において「A3」を維持している。法人全体としての収支、財政状態及び資金保持等の財務内容は健全であり、教育研究活動の向上のために、安定した財務基盤を確立し、収支のバランスを確保している。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

これまで中期計画の検証・改善・見直しを毎年継続的に実施してきたが、令和 5(2023)年度においては、中期計画作成の在り方について見直しを実施したことから、毎年作成を行ってきた 5 か年財政見通しの作成は行わなかった。令和 6(2024)年度は新たな中期計画に基づく 5 か年財政見通しを作成予定である。

令和 6(2024)年度からの新たな中期計画において、補助金受給率向上のための戦略立案及び組織横断的な事業体制の構築を掲げており、外部資金の獲得に向けて体制を強化している。

収支バランスの確保と法人目標及び中期事業計画達成に向け、財務分析に基づく課題の洗い出しとその改善の実施により、安定的な財務基盤の確立につなげていく。

5-5 会計

<評価の視点>

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人稲置学園経理規程」をはじめとする各種規程と「学校法人会計基準」に従い適切に処理している。

予算は、編成方針に基づき各部門からの事業目的別予算要求を体系別に編成し、予算編成会議において審議・承認ののち、評議員会の審議、理事会の審議・承認を経て各部門に配分している。各部門における予算責任者は、配分された予算の管理と執行に責任を持ち、適切に処理している。

当初予算と乖離が生じる場合や予算外の新たな事業費への対応には、予算編成会議・評議員会・理事会の承認を経て補正予算により対応している。また、決算において、予算額を越える大科目がある場合については、監査法人と協議するとともに予備費を使用するなど適正に処理することとしている。

会計処理上における問題点や疑問点が生じた場合は、その都度監査法人や日本私立学校共済・振興事業団に確認を行い、適正に処理している。

また、会計基準等の改正に対しては、早急な対応ができるよう必要な情報を収集し担当者間で共有することで、業務の円滑な遂行に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

担当部門として監査室を置き、内部監査を実施する体制を整え、監事、監査法人及び監査室による三様監査の体制を整えている。

会計監査については、効率性・有効性・経済性を中心とした監事監査、合規性・正確性を重視した監査法人による監査、コンプライアンスの観点からの内部監査に大別される。

当該年度の内部監査計画については、常務理事会の承認を受け、三者による監査協議会を開催し情報を共有のうえ、監査方針を確認している。年度終了後の監査協議会においては、三者の監査実施内容について報告を行っている。また、監査協議会は年4回開催しており、三者に加えて経営管理部長、経営企画部長も参加している。

1) 監事監査

監事は、効率性・有効性・経済性の観点から法人業務全般及び財産の状況、並びに教学監査について事業計画との関連性を含め、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、監査法人及び監査室と連携し、財産の状況や会計監査の経過報告等を調査している。

2) 監査法人による監査

監査法人は、会計全般に関わる事項から理事会及び評議員会の議事録の確認まで多岐に渡り監査を実施している。監査には財務課職員を始め担当課職員が立会い、必要に応じ理事長、経営管理担当理事との面談及び各部門の担当者からのヒアリングを行っている。また、理事者とのディスカッションとして監査法人と理事長及び経営管理担当理事との意見交換を実施し、コミュニケーションを深めている。

3) 内部監査

監査室は「学校法人稲置学園公的研究費内部監査規程」に則り、「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程」第2条に規定されている公的研究費について内部監査を行っている。また常務理事会の承認を得て、監査協議会にて内容を確認した監査計画に従い監査を実施している。

監事監査及び監査法人による監査は適切に実施しており、学校法人計算書類、財産目録は、本学園の財政状況や経営状況を正しく示している。また、会計処理は適正に行われている。

(3) 5-5 の改善・向上方策(将来計画)

法人の会計処理については、学校法人会計基準及び法人の各種会計・経理規程に従って適正に処理している。経理事務処理において不明な点が発生した場合は、私学事業団の担当部署や監査法人等に相談した上で適正な会計処理を行っている。今後においても、私学法及び学校法人会計基準の改正等に対する体制整備を充分に行い、担当職員の知識向上に努め、適正な会計処理の実施を行う。

会計監査の体制整備については、経営陣及び財務担当部署と監事・監査法人との情報交換等をより充実させることで、より適時適切性のある有効な体制整備の構築に努める。

[基準 5 の自己評価]

業務執行に当たっては諸規程を遵守するとともに、理事会のもとに管理運営組織を置き、経営企画会議、大学設置校会議等を通して、大学と法人の意思疎通を円滑にするとともに、使命・目的の実現に向けての連携体制を構築している。また、中期計画策定においても、重要な事業計画や個別課題についての討議等を行い、合意決定し実行する体制を整えている。

会計処理においては適切に実施しており、会計監査実施体制は監査法人と監事により適正に行われている。また、内部監査においても担当部署により年度計画に従い、監事と連携して実施している。併せて、監査法人、内部監査部門、監事による監査協議会において意見交換を実施し、円滑な管理運営と相互チェックを行っている。

※参照エビデンス 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証のために教育の目的・目標の実現に向けた教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果を踏まえた改善・向上方策を学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長及び学部教授会等において共有する体制を整備している。

自己点検・評価活動は、評価担当の副学長を責任者とする評価部会において計画立案し、それを常任部会、教授会、協議会において決定して取り組んでいる。評価部会は評価担当の副学長が評価部長となり、各学部の学部長と教養教育部長で構成されている。日常的に行われる教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性を高め、改善に向けた責任体制を明確にする客観性を担保することができている。

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証のために毎年 1 月から自己点検・評価活動の検討を開始し、評価部長の下で学部長及び部長・センター長等による自己点検を行い、報告書を作成し具体的な改善策等を示し検討してきた。大学の執行責任者である副学長及び学部執行責任者である学部長で評価活動を行うことは改善の実効性を高めることに役立っているが、しかしながら評価者と執行者が同一であるという構造的な課題も有していたため、令和 5(2023)年に自己点検評価書の外部評価員制度を設けた。令和 6 年(2024)年度も引き続き外部評価員に評価を依頼し、方向内容について概ねの了承とともに、今後の改善につながる有用な助言を得た。今後とも本制度の拡充に努めていくこととしている。

単一の学部・学科等で取り組むことができない横断的、全学的な課題については、評価部会で確認した後、FD 活動において連携・協議し、改善に取り組んでいるが、今後はさらに、大学レベル、教育プログラムレベル、授業レベルの内部質保証のための組織整備、責任体制を明確にし、内部質保証の基本的方針、内部質保証に関連する諸規程を順次整備していくこととしている。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

<評価の視点>

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価に関する活動は、「金沢星稜大学評価部会規程」に基づき、評価部長を責任者とする評価部会が中心となって行っている。平成 26(2014)年度より、日本高等教育評価機構の基準に基づき「自己点検評価書」を作成している。評価部会は、自己点検・評価の計画を作り、「認証評価に係る検討会」を開催し、必要なエビデンスを記載した自己点検評価書作成マニュアルにより説明を行い、スケジュールに従い自己点検・評価活動を行っている。

このような評価の取組を毎年度実行することで、大学の使命・目的に即した内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が定着している。また、自己点検評価書には本学独自の基準を設定し、日本高等教育評価機構の基準 1~6 に該当しない教育の特色についても自主的に点検・評価を行っている。

作成した自己点検評価書は、教授会で報告し、意見聴取を行い、協議会を経て学校法人稲置学園自己点検・自己評価委員会に報告している。完成した自己点検評価書はWebサイトにより学内外に対して公開している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学運営に関する IR 機能を構築するために、平成 30(2018)年9月に、新しく情報戦略室を設置し、平成 31(2019)年4月には、ICT 関連業務を担当する情報支援課と IR 担当の情報戦略課の2課体制となったが、令和 3(2021)年4月よりその業務は法人経営企画課に移管されている。令和 5(2023)年度は経営企画課と大学の事務局とが連携し、教学 IR に関する情報・データ収集を実施し、その結果を評価部会で評価し、それを全学的に共有してきた。

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

先に触れたように、令和 5(2023)年度は経営企画課と大学の事務局とが連携し、教学 IR に関する情報・データ収集を実施し、その結果を評価部会で評価し、それを全学的に共有してきたが、今後、大学に教学 IR の担当を置くことを検討する。

6-3 内部質保証の機能性

<評価の視点>

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

大学全体レベルの内部質保証としては次の事項に取り組んでいる。全学的な取組として自己点検・評価報告書を毎年作成しており、各基準項目における責任者を定めて点検・評価を行っている。評価部長により点検・評価スケジュールと責任者が定められ、期日までにその報告書が評価部会に提出される。評価部会は副学長が評価部長を兼務し、学部長等が構成員となっている。提出された自己点検・評価書は、評価部会において総括的な検証を行ったのち、各学部の教授会を経て協議会において学長が承認し、その年度の自己点検・評価書として完成させている。自己点検・評価書の改善・向上方策(将来計画)は中期計画に反映され、大学運営の改善・向上につなげている。

また、令和元(2019)年より新たに学長・副学長らが中心となって学生代表(学友会組織)との懇談会実施など学生の意見を取り入れるようにし、既存の「学生アンケート」などのデータを関連付けた分析を行い大学運営の改善に努めている。

学部・学科の教育プログラムレベルとしての内部質保証としては、PDCA サイクルの要となる三つのポリシーの点検・改定に重点を置き、令和元(2019)年度に全面改定、令和 2(2020)年度にその一部改定を行い、令和 4(2022)年度入学生から適用された。令和 6(2024)年度からは新たに設置された地域システム学科も加わることとなる。策定された三つのポリシーは、学生には学生便覧、教育職員には教員便覧に掲載し、周知徹底を行っており、学外には本学のWebサイトや入試要項等で公開周知している。

これらのポリシーに基づいて、学科会議及び学部・学科のFD活動で教育に関する課題を検討している。学科会議及びFD活動は原則月1回実施し、授業改善のみならず、学科が持つ課題について検討を行っている。学科会議又はFD活動において把握され検討が進められた課題は、教授会で報告され学部として改善に取り組んでいる。さらに、これらの内容は、常任部会等において、学部長等より審議あるいは報告事項として、学長等の大学執行部まで状況が伝えられる。このように学部・学科で定めている三つのポリシーを起点とする内部質保証として、教育の改善・向上に反映させている。更にFD活動においては、アフターコロナの遠隔授業運営や数理・AIリテラシーへの対応など学部横断的なテーマも設定し、教育の改善・向上に反映させている。

最後に各授業レベルの教育の質保証としては、学生による授業評価アンケートのフィードバック、「きくよ！箱」への投稿への対応をもって改善を図っている。また、教育技法に関するFD研修を実施し、授業の質の向上につなげている。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価におけるPDCAサイクルにより、大学運営や教育改善の向上に努めているが、各部門の単年度予算・事業計画と大学全体の5か年中期計画はそれぞれ独立して策定されている。今後は統一を図り、予算との連動制も考慮しながら、PDCAサイクルの機能性の向上を図る予定である。

[基準6の自己評価]

学長・副学長及び事務局長等による大学執行部、学部長及び学科長による学部執行部、各部会及び運営委員会の責任体制が整備されており、適切な組織運営により内部質保証に取り組んでいる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

公益財団法人 日本高等教育評価機構が定める「評価基準」に加え、本学が個性・特色として重視している「産学地域連携」及び「グローバル化の取り組み」に関して独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、令和 5(2023)年度の自己点検・評価を行う。

基準 A. 産学地域連携

A-1 産学地域連携の積極的推進

＜評価の視点＞

- A-1-① 産学地域連携の体制整備
- A-1-② 大学独自の地域連携活動の推進
- A-1-③ 地域、自治体、学校等との連携取り組みの推進
- A-1-④ 企業、企業団体等との連携取り組みの推進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 産学地域連携の体制整備

本学が地域からの信頼性を維持・向上させ、持続的に発展していくためには、地域貢献・地域連携の強化が必須である。そのためには、今世界共通の価値観として広がりを見せている「SDGs」を媒介項とした産学地域連携に本格的に取り組んでいくことが戦略的に有効である。

そこで令和 5(2023)年度に地域貢献・地域連携強化の指針となる「産学地域連携ポリシー」を新たに策定した。このポリシーでは、世界が目指すSDGsの実現に向けた取組を、地域のさまざまなステークホルダーの方と連携して進めていくことを本学が果たすべき重要なミッションとして位置付けた上で、本学の知的リソース(シーズ)と地域・自治体、企業等の課題(ニーズ)を効果的にマッチングした産学地域連携活動により双方に価値を生み出す「価値共創」を目指すこととしている。これにより、地域連携活動に取り組む意義と方向性を明確に示すことができた。

このポリシーをよりどころに、令和 6(2024)年度には現在の地域連携センターをポリシー実現のための組織として「SDGs 産学地域連携センター(仮称)」に改称し、自治体、企業、地域住民・団体、学校等からの産学地域連携のニーズと本学のシーズとのマッチング機能の強化を図ることとしている。

本学では毎年度の産学地域連携活動の実績を「地域連携センター活動報告書」としてとりまとめ、印刷物として産学地域連携活動のカウンターパートに配布する一方、新たな連携活動掘り起こしのツールとして大学の Web サイトにアップしている。本年度は 50 の実績を掲載している。

高校の新学習指導要領の前文に「持続可能な社会の創り手」すなわち SDGs の目標達成を目指す人材の育成が教育の目的であるとされ、それに伴い探究学習が必修化されている中で、大学に進学してからも地域課題の解決にかかわっていきたいという意欲を持つ学生が

増加しており、本学の産学地域連携活動促進の取り組みはそういった学生の意欲の受け皿として、さらには入学者の持続的な確保に有効に機能していると評価している。

A-1-②大学独自の地域連携活動の推進

本学では、大学独自の地域連携活動推進の制度として、学生の自主的な取り組みを支援する「星稜ジャンプ地域活動プロジェクト(以下、「ちいプロ」)」及びゼミ単位での地域連携活動を支援する「地域連携による地域貢献活動」がある。

このうち、ちいプロは「地域に向き合い、地域に学ぶ」を目標として行う地域課題解決や社会貢献活動に励む学生を支援することを目指しており、学生から応募のあった企画が採択されれば、活動資金の一部又は全額が最大5年間支援される制度である。採択団体には年度末に成果報告会を義務づけ、支援の継続・非継続の判断材料としている。2023年度には、先にふれた産学地域連携ポリシーの主旨に基づき、支援対象にゼミ活動の発展版ともいえる「ゼミプラス」を加えるなど制度の多様化を図ったことにより、ちいプロの採択件数が2022年度の7件から2023年度は13件とほぼ倍増した。

表 ちいプロの採択・活動実績

団体名	活動名	内容
キッズプログラミング アカデミー	Let's try プログラミング! ～ 楽しく学び考えよう～	小学校を中心としたプログラミング 教室の展開
HACK	～あなたのお耳 HACK!～	大学内を活性化させ、交流を深 める学内ラジオ放送
食☆活	学生が創る子どもの居場所 ～ 地域に根差した支援活動を目 指して～	子ども食堂の実施、フードライブ の実施、少年サポートセンターに よる農作業体験参加
FTGs	フェアトレードを広める様々な 活動	「フェアトレードの価値観、その考 えを広めること」を目的として、商 品開発と地域イベントへ参加
コスメティックベコリ ン♡	能登牛応援星短 project	能登牛を若者による SNS の発信 力でより多くの人々に魅力を知っ てもらう活動
SMC(Seiry Movie Creator)	「熱い」と感じる映像を	石川県にある銭湯を広く知っても もらうための本格的な PR 動画を作 成する活動
Solving Activity For Kids	みんなで絵本やクッキングを通 して、子どもに関する悩みを主 体的に考えてみよう!	保護者や保育者の声を聞き、課 題と感じていることを一緒に解決 していく活動
ひかるさつまいも	ひかるさつまいも	本来廃棄される五郎島金時の葉 を使用した化粧品のパッケージデ ザインと販促活動

のとプロ	能登の魅力を広めよう	能登の魅力を広めるため、持続的に販売される商品を開発し、多くの人に魅力を知ってもらう活動
SDGs と保育	保育現場で SDGs に取り組もう ～子どもも大人も一緒に～	地域の保育所等で子どもや保護者が SDGs を達成する行動を意識してもらう活動
Kam	親子、家族間、地域のつながりを深めよう～スポーツクラブのイベント企画・運営を通して～	地域のスポーツクラブにおける子ども同士や、親子間の交流を増やすスポーツイベントを作る活動
道の駅めぐみ白山盛り上げ隊	道の駅めぐみ白山での活動～白山手取川ジオパークの世界ジオパーク認定を受けて～	地元特産品の SDGs 商品としての情報発信活動、白山手取川ジオパーク紹介動画の作成
七尾大呑地域活性化プロジェクト	大呑ランタンフェスティバル～空に向けて地域への想いや願いを飛ばし、大呑の魅力を多くの方に!～	竹ランタン作り体験及び大呑ランタンフェスティバルの開催

「地域連携による地域貢献活動」については、地域フィールドを舞台とした教育研究活動を通して、課題解決能力と地域の活力となる新たな知を生み出す力を持った人材を育成することを目的として実施するものである。

制度の概要は、教員とゼミナール等の学生団体が専門的な知見と行動力を活用し、関係団体と連携して地域の活性化に結び付ける活動に対して、企画が採択されれば、活動資金の一部又は全額が支援される仕組みである。ただし正課授業(ゼミや授業等) 以外の自主的な活動であることが条件となっている。

表 地域連携による地域貢献活動の採択・活動実績

ゼミ名	活動名	内容
手塚ゼミナール	石川県採卵鶏(鶏卵)の普及活動の実践	石川県養鶏協会と連携した石川県の採卵鶏(鶏卵)の普及活動の展開
清水ゼミナール	羽咋地区における国際交流・ICT 活用支援	国際教育導入ワークショップ、羽咋小学校と台湾高雄市立新甲国民小学校との交流活動のコーディネート
地域スポーツマネジメントゼミナール、石川ゼミナール	津幡町河合谷地域活性化プロジェクト	河合谷地域の住民の方と連携した「オータムフェスティバル in 河合谷」の開催
地域スポーツマネジメントゼミナール、新谷ゼミナール	Future Challenge Project 2023～プロスポーツ発！誰もが共に暮らし続けられるまちづくりを目指し挑戦する活動～	「視覚障害者向けのサッカー観戦会」を中核とした、障害の有無に関わらず誰もが共に暮らし続けられるまちづくり

前田ゼミナール、 KSCG サークル	志賀町小学校英語教育プロジェクト	名刺交換 exchange a card、 英語でビンゴ、カラフルタッチング
-----------------------	------------------	---

A-1-③ 地域、自治体、学校等との連携取組みの推進

自治体との連携協定等に基づく産学地域連携の推進

石川県下の地方自治体との連携促進事業を積極的に展開し、それらの実績を基盤に、金沢市、穴水町、珠洲市、白山市及び七尾市との間で包括連携協定を締結している。教員の指導のもと、地域社会へ貢献するための活動を、連携協定を締結した地域を中心に県内各地で実施してきた。学生にとってこうした活動は、日頃の学修成果を活用し連携先と協働して地域の課題解決に取り組む貴重な学びの場となっている。令和 5(2023)年度は以下の表の通り、包括連携協定を締結したすべての地域において活動を実施した。

また、協定を締結していない自治体においても多くの地域連携活動が行われている。

表 包括連携協定を締結した各地域における地域連携活動

① 金沢市

活動名	連携先	内容
住み続けられるまちづくり	森本商店街振興会	森本商店街を SDGs 商店街としてブランディング
夕日寺小学校里山遠足プロジェクト	金沢市立夕日寺小学校	小学生とのゲームでのグループ交流や散策など
小学校国際交流支援プロジェクト	金沢市立四十万小学校、 台北市立五常小学校など	日台小学校間の国際交流の支援
子どもたちとの交流から学ぶ	金沢市立小坂小学校	本学を訪問した小学生と大学案内を通じて交流
ボールあそびの集い	金沢市内小学校	小学生に定期的に多様なボール遊びの場を提供
第 51 回鏡花文学賞授賞式ボランティア活動	金沢市	式場での受付業務や会場整理
プラネタリウムで「伝える・教える」を学ぶ	金沢市キゴ山ふれあい研修センター	プラネタリウムでの星空解説と親子向けイベントの実施

② 穴水町

活動名	連携先	内容
「能登・祭りの環」学生サポーター事業	能登キャンパス推進協議会	沖波大漁祭り、よばれへ参加、キリコの運行などを実施

③ 珠洲市

活動名	連携先	内容
作品を通して地域復興を	道の駅 狼煙(珠洲市狼煙町)	地域の魅力を伝えるアート作品を制作し道の駅に展示
奥能登国際芸術祭ボランティア	奥能登国際芸術祭実行委員会	ボランティア会場の受付、清掃、設営など

④ 白山市

活動名	連携先	内容
つるべとられ道×SDGsスタンプラリー事業	まっとうまちなか商店街、白山市、松任高校	まっとうまちなか商店街秋祭りでのスタンプラリーの実施
「白山手取川ジオパーク 子どもジオ博士」の企画・運営	白山市役所ジオパーク・エコパーク推進課	小学生に大地の遺産について体験型の学びを提供

⑤ 七尾市

活動名	連携先	内容
能登半島地震関連ボランティア	石川県県民ボランティアセンター	廃棄する家電・家具の搬出、回収物の分解・分別

A-1-④ 企業、企業団体等との連携取組みの推進

本学の産学地域連携ポリシーの基本方針は、「本学の研究及び教育活動によって得られた知的リソース(シーズ)と地域・自治体、企業等の課題(ニーズ)を効果的にマッチングした産学地域連携活動を積極的に推進することにより、双方に価値を生み出す「価値共創」を目指します。」としており、企業、企業団体との連携取組みにおいても双方に価値を生み出すことを念頭に置いた活動を進めている。

その活動の中心は石川県中小企業家同友会との協創インターンシップ事業及び石川県鉄工機電協会との連携活動である。

1. 石川県中小企業家同友会との協創インターンシップ事業

本事業は、令和 4(2022)年度に本学と「石川県中小企業家同友会」との間で締結した連携協定に基づく事業である。令和 5(2023)年度は、本学と石川県とで令和 5(2023)年 12 月 7 日に締結した「学生の県内定着促進に関する協定」に基づいた事業として位置付けている。本事業は、「課題解決型協創インターンシップ」という事業名が示すように就活と直結した一般的なインターンシップとは背景や目的がやや異なっている。SDGsの達成が国際的にも、国内的にも重要な政策課題となる中、地域の中小企業においてもSDGsの達成に向け自らの事業活動と地域課題の解決をリンクさせることによって自社及び地域に新たな価値を創造・提供し、自社と地域の持続可能性の向上を目指す動きが現れている。学生にとっても、地域課題の解決を企業と共に若者の目線で考え、企業と地域に価値をもたらす活動に参画することは、社会に出たときに自らの仕事の意味と意義を見出す力を得る貴重な学びの場になるものと考えられる。このような背景のもと、両

者が地域課題の解決に向けて協働して取り組むことが本事業の目的である。

令和 5(2023)年度は下記の 5 ゼミナールが参加し、各ゼミのニーズとシーズ(やりたいこととできること)を聞き取り、同友会側の窓口になっていただいた同友会の地域政策委員会に提示し、参画企業を募っていただき、各ゼミの専門性が活かされるようマッチングをした。

参加ゼミナールと活動内容は以下のとおりである。

- ・石川ゼミナール: 旅行商品造成を通じた地域課題の発掘と地域資源の活用
- ・神崎ゼミナール: 「黒崎産業株式会社 収納ショールームの誘客施策」プロジェクト
- ・土屋ゼミナール: 豊文化の継承・発展のための企業の取組
- ・中尾ゼミナール: 石川県の企業の課題解決の機会を活用した研究調査方法の実践
- ・渡邊ゼミナール: 地元の静脈産業を担う企業のビジネスプランの考案

本活動の成果は、令和 6(2024)年 2 月 20 日に本学で開催した中小企業家同友会への活動報告会で発表した。当日は同友会の会員企業関係者 28 名、本学の学生、教職員約 40 名が参加し、学生のプレゼンと熱心なディスカッションを通じて地域課題の解決や地域の活性化、中小企業の問題等を企業と学生とが一緒に考えることにより、中小企業の課題解決や魅力づくりに繋げていけたものと考えている。

2. 石川県鉄工機電協会との連携活動

同協会との連携活動も先にふれた石川県との「学生の県内定着促進に関する協定」に基づいた事業として位置付けている。

連携活動の中心は、令和 5(2023)年 5 月 18 日から 20 日にかけて石川県産業展示館で行われた第 59 回機械工業見本市 MEX 金沢 2023 へのゼミナール活動としての参加である。令和 5(2023)年度は、新ゼミナール、野林ゼミナール、神崎ゼミナールが参加した。

MEX 金沢は、石川県の産業の基幹であるものづくり企業の振興発展を目的に(一社)石川県鉄工機電協会が主催して毎年開催しているもので、石川県をはじめ全国から 200 社を超える企業が出展している。

参加学生は各ゼミの活動テーマに沿ったヒアリング調査などに取り組むとともに、参加企業の 3 社以上を訪問し、会社説明を受けた場合に記念品が頂けるという「学生特別企画」にも参加し、地元ものづくり企業への理解を大いに深めるとともに進路選択の重要な機会を得た。

この連携活動については、令和 6(2024)年 3 月 18 日に開催した鉄工機電協会と本学との意見交換会において、鉄工機電協会の喫緊の課題である人材確保の重要な機会となったことを高く評価いただいた。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

産学地域連携活動については、稲置学園第4次中期計画(2024 年度～2028 年度)の大学の事業の一つとしての「産学地域連携活動の推進」を掲げ、下記の事業を推進していくこととしている。

- 「金沢星稜大学産学地域連携ポリシー」に即した取り組みの推進
 - ・本学の知的リソース（シーズ）と地域・自治体、企業等の課題（ニーズ）を効果的にマッチングした産学地域連携活動の推進
 - ・大学間連携(コンソーシアム石川)による地域連携、能登キャンパス構想に基づく取組、自治体、企業や地域との連携協定等に基づく取組、その他自治体、団体や企業等との個別の取組など多様な連携の枠組みの中で活動の充実
- 産学地域連携の支援体制構築と地域連携センターの機能拡充(SDGs 推進)
- 「SJP(星稜ジャンプ:ちいプロ)」と「地域連携による地域貢献活動」の活性化
- 令和6年能登半島地震にかかる震災復興支援活動に対し、地域の中核としての本学の特色とリソースを活用した取り組みの推進

[基準 A の自己評価]

産学地域連携活動については、その指針となる「産学地域連携ポリシー」を新たに策定し、意義と方向性を明確にした上で分野ごとに積極的に取り組んでいる。

【大学独自の地域連携活動の推進】として、学生の自主的活動を支援する「ちいプロ」、ゼミナール単位で教員と学生が取り組む活動を支援する「地域連携による地域貢献活動」に取り組んでいる。

【地域、自治体、学校等との連携取組の推進】として、包括連携協定を締結した自治体を中心とした地域課題の解決に向けた取り組みを展開している。

【企業、企業団体等との連携取組の推進】として、石川県中小企業家同友会、石川県鉄工機電協会と連携して、企業活動の中に地域課題解決の視点を取り込む活動を展開している。

これらの産学地域連携活動は、地域の本学に対する信頼性の向上、学生の地元定着、入学者の持続的な確保につながっていると評価している。

基準 B. グローバル化の取り組み

B-1 国際交流・国際事業の積極的推進

<評価の視点>

B-1-① 海外提携校との連携拡大

B-1-② 大学独自の海外研修プロジェクトの推進

B-1-③ 留学事業の推進

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-① 海外提携校との連携拡大

本学は令和 6(2024)年 4 月現在、20 か国、地域 63 の海外高等教育機関と学術交流協定を締結している。協定の骨子は、「学生間交流」、「研究学術交流」、「教育交流」の 3 つを柱としたものである。

(1) 「学生間交流」

海外協定校からの留学生受け入れに関しては、海外協定校短期留学生規程に基づき、「学部授業受講コース」と「日本語プログラムコース」の2つに区分し、提携大学からの受入れ拡大を図っている。

また、本学からの学生の送り出しに関しては、前述した20か国、地域63の提携校の中より、選抜し、各学部の専攻にあったコースへの留学含め、語学留学や短期留学など、学生のニーズにあった交流活動の提供をしている。

(2) 「研究学術交流」

「研究学術交流」に関しては(現在、共同研究や共同学術プロジェクトの実施などの交流実績は多くないが)、協定校との間で研究学術情報や研究成果報告書や出版物などの互換を行っている。また、協定校からの訪問学者を積極的に受け入れて、研究室や情報施設などの利用及び宿舍などの生活援助を提供している。

(3) 「教員交流」

「教員交流」については協定校との間で積極的に実施している。協定校との間では、訪問団の相互派遣を通じて、大学経営・教育・研究など様々な分野で交流を進めている。

平成 28(2016)年以降、エラスムス・プラスプログラムによるハンガリー協定校からの教職員相互派遣を行い、本学からの教員派遣やコドラーニ・ヤーノシュ大学からの研究者訪問等活発な交流促進活動を実施している。

B-1-②大学独自の海外研修プロジェクトの推進

本学では、国際化への促進とグローバル人材の育成を教育目的として平成 22(2010)年度より海外協定校への派遣留学の実施を開始した。また、平成 28(2016)年度には、国際的な環

境でより活躍できる知識や能力を持った人材の育成を目指し「人文学部」を新たに設置した。

国際交流センターでは、より多くの学生に海外経験を通して、国際的感覚の育成や異文化理解・英語コミュニケーション能力の向上を目的とした多様な海外留学及び研修プログラムを構築し、それに応じる手厚い助成金制度等の優遇措置も講じている。

現在、本学の留学制度は「Ⅰ：長期留学」、「Ⅱ：短期留学(語学研修)」、「Ⅲ：海外研修」の3本柱を中心に多くの学生を海外への送り出しを実施している。

以下が本学独自の海外留学及び研修プログラムである。国際交流センター企画事業から授業科目や進路支援課企画の事業まで学生のニーズにあった多彩なバリエーションを展開して実施している。

Ⅰ. 長期留学

《経済学部・人間科学部・人文学部 1～3 年次》

経済学部・人間科学部・人文学部の学生が長期留学を希望する場合、対象学年を就職活動中の4年次を除く1～3年次までと限定し、参加条件として英語試験(IELTS)において6.0以上のスコアがあり、尚且つGPA2.30以上の成績があることを付している。基本的には、本学が提携している協定校において4ヶ月から8ヶ月の期間で専攻している学部の専門科目を受講するが、本学が教育上有益であると認めた海外大学等にも留学は可能としている。また、留学する学生には、協定校の授業料を本学が負担する経済面での優遇措置を講じている。

《人文学部 1 年次》

人文学部は、平成 28(2016)年度、国際的な環境でより活躍できる知識や能力を持った人材の育成を本学に新たに設置した。人文学部では、初年次教育による派遣留学制度の導入し、原則、全員が1年次の後期後半より協定校渡航留学をしている。そのために、EAP(English for Academic Purposes)科目による集中的な英語指導を行い、留学までの準備期間において徹底した基礎的英語能力を養う。また、留学期間中も本学科目「Study Abroad I」により、留学事前事後の研修等を継続的に行いながらサポート支援体制を整えている。留学するための協定校の選択には、英語試験(IELTS)を2回受験した結果及びGPA成績による留学基準を設け、その基準によって決定する。英語試験(IELTS)を2回受験した結果及び1年次前期末のGPA成績結果に基づき、ゼミ担当教員との面談を行い、上記一覧の協定校の中より留学希望先を決定する。協定校のコース次第で4ヶ月～8ヶ月間の留学期間にて渡航する。ただし、体調面や精神面による身体的な問題を抱える学生には、オンラインによる留学を認める場合がある。渡航留学からの帰国後においても、授業科目「Study Abroad I」及び「Study Abroad II」の科目担当者による継続的な英語力向上を目的としたサポート体制の維持を図っている。また、留学する際は、協定校の授業料を本学が負担する経済面での優遇措置を講じている。

★2024年度 人文学部1年次を協定校へ送り出すための協定校一覧

区分	必要 GPA	必要IELTS Overall	必要IELTS 個別スコア	留学期間	留学先	留学先大学	期間	滞在先	備考	
学部留学	3.00以上	6.5以上	6.0	1月中旬～5月中旬	アイルランド	ヨークカレッジ大学	約4か月	ホームステイ	選択科目によっては2学期間の受講 選択科目によっては2学期間の受講 (一部英語科目あり) エラスムス奨学金(約€4700)給付制度あり: 対象1名 選択科目によっては2学期間の受講	
				2月中旬～6月中旬	オーストラリア	西オーストラリア大学	約4か月	ホームステイ		
				1月初旬～8月中旬	カナダ	トロントポリテック大学	約4～6か月	ホームステイ		
				1月中旬～5月中旬	アイルランド	ダブリンシティ大学	約4か月	ホームステイ		
				1月初旬～8月中旬	カナダ	ナイアガラカレッジ	約4～6か月	ホームステイ		
				1月初旬～8月中旬	オーストラリア	トロントポリテック大学	約4～6か月	ホームステイ		
		6.0以上	5.5	3月初旬～6月中旬	ハンガリー	サザンクロス大学	約4か月	ホームステイ		
				1月下旬～5月上旬	コロンビア	ヨーク・ユニバーシティ	約4か月	ホームステイ		
				2月初旬～6月下旬	チェコ	トマスバフ大学	約4か月	大学寮		
				1月中旬～7月中旬	フィリピン	エンデランカレッジ	約4か月	大学寮		
				3月初旬～7月初旬	ラブラセブ国際大学	約4か月	大学寮			
				2月中旬～6月中旬	マレーシア	テイラーズ大学	約4か月	大学寮		
学部留学	2.70以上	5.5以上	5.0	1月初旬～5月下旬	タイ	カセサート大学	約4か月	大学寮	学部科目+中国語学習コースあり 学部科目+韓国語学習の科目あり	
				1月初旬～5月中旬	ランセット大学	約4か月	大学寮			
				2月中旬～6月下旬	台湾	輔仁大学	約4か月半	大学寮		
				2月中旬～6月下旬	台湾	銘伝大学	約4か月半	大学寮		
				2月中旬～6月下旬	台湾	静宜大学	約4か月半	大学寮		
				2月中旬～6月下旬	台湾	開南大学	約4か月半	大学寮		
			5.0	5.0	2月下旬～6月中旬	韓国	順天郷大学校	約4か月		大学寮
					2月下旬～6月中旬	ソウル市立大学	約4か月	大学寮		
					1月初旬～4月下旬	カナダ	トロントポリテック大学	約4か月		ホームステイ
					1月中旬～6月中旬	マレーシア	アジア・ポリテック大学	約4か月半		大学寮
					1月中旬～5月下旬	フィリピン	エンデランカレッジ	約4か月半		大学寮
					3月初旬～7月初旬	ラブラセブ国際大学	約4か月	大学寮		
アカデミック英語 or 医学研修 *1				1月中旬～5月中旬	アメリカ	ニューヨーク州立大学オールバニ校	約4か月	大学寮	科目選択可能(1科目)+アカデミック英語(4科目) アカデミック英語(4週間)+科目選択不可(4科目) 科目選択可能(1～3科目)+アカデミック英語(週15時間) 科目選択可能(1～2科目)+アカデミック英語(週12時間) 科目選択可能(1～2科目)+アカデミック英語(週12時間)	
				1月初旬～5月下旬	オーストラリア	西オーストラリア大学	20週	ホームステイ		
				1月中旬～6月中旬	アイルランド	ヨークカレッジ大学	20週	ホームステイ		
				1月中旬～6月中旬	アイルランド	ダブリンシティ大学	20週	ホームステイ		
				1月初旬～4月下旬	アメリカ	インディアナ大学	15週	ホームステイ		
				1月初旬～4月下旬	アメリカ	カルガリー大学	15週	ホームステイ		
				1月初旬～4月下旬	カナダ	ナイアガラカレッジ	14週	ホームステイ		
				3月初旬～7月初旬	フィリピン	ラブラセブ国際大学	18週	大学寮		
				1月初旬～5月下旬	オーストラリア	エンデランカレッジ	18週	大学寮		
				1月中旬～6月初旬	オーストラリア	サザンクロス大学	20週	ホームステイ		
				1月中旬～6月中旬	アイルランド	ヨークカレッジ大学	20週	ホームステイ		
				1月中旬～6月中旬	アイルランド	ダブリンシティ大学	20週	ホームステイ		
1月下旬～5月下旬	アメリカ	ニューヨーク州立大学オールバニ校	16週	大学寮						
1月初旬～5月初旬	アメリカ	インディアナ大学	16週	ホームステイ						
1月初旬～5月下旬	オーストラリア	西オーストラリア大学	20週	ホームステイ						
1月中旬～6月初旬	オーストラリア	サザンクロス大学	20週	ホームステイ						
1月初旬～4月下旬	カナダ	カルガリー大学	15週	ホームステイ						
1月初旬～4月下旬	カナダ	ナイアガラカレッジ	14週	ホームステイ						
1月下旬～4月初旬	シンガポール	シンガポール管理発展学院	14週	大学寮						
1月中旬～5月下旬	フィリピン	エンデランカレッジ	18週	大学寮						
3月初旬～7月初旬	フィリピン	ラブラセブ国際大学	18週	大学寮						



II. 短期留学(語学研修)

指定海外協定校の語学研修

大学全学部の 2~4 年次の学生を対象に夏休みや春休みを利用して夏季集中語学コースと春季集中語学コースとして、協定校での約 1 か月の語学研修プログラムを設定している。参加希望条件としては、TOEIC テスト 300 点以上、且つ GPA2.30 以上としている。また、TOEIC テストの点数を中心とする総合評価(留学前評価+留学後評価)基準を設け、5~30 万円の補助金を給付している。

III. 海外研修

海外研修には、学生のニーズ等も考慮して様々なプログラムを企画、実施している。企画内容としては、《国際交流センター企画》、《各学部の授業科目》、《進路支援課企画》の 3 区分があり、学生の海外経験や希望、目標に合わせて日程や実施内容を毎年検討しなおしている。これらのプログラムは、事前研修から事後報告書及び発表会をすべて完了した学生たちに 5 万円の補助金を支給している。

《国際交流センター企画》

・エリア・スタディーズ

エリア・スタディーズは、大学全学部、短期大学部の 1・2 年次を対象に海外への第一歩として、1~2 週間の期間を利用し、海外の知見を広げるため、また異文化理解や体験を通して国際感覚を養ってもらう目的で実施している。近年は、オーストラリア・シンガポール・中国・ニュージーランド等での研修活動を行っている。

・Area Studies Advanced

全学部 2~4 年次の学生 3 名以上の団体によって海外での調査・研究を目的として学生が企画・実施すべてを行う活動としている。

・海外ボランティア、海外インターンシップ

海外協定校主催のボランティア活動やインターンシップへの参加及び海外での起業体験研修等への積極的な参加を促し、学生への支援体制を整えている。

・協定校主催短期研修

全学部の学生を対象に、本学と提携している協定校が主催する夏休みや春休みの短期集中型語学研修及び文化体験プログラムに本学学生も参加できるようサポートをしている。

《各学部の授業科目》

本学で毎年開講している授業科目より、各学部にて担当している海外研修科目として以下の科目が実施されている。

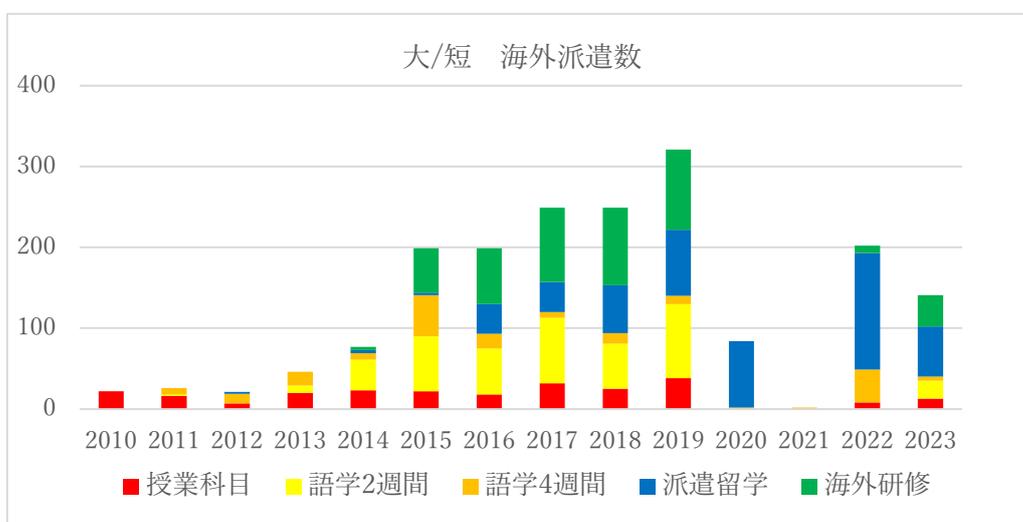
- ・海外社会実習(経済学部)
- ・国際教育演習(人間科学部)
- ・Tourism Practice(人文学部)
- ・情報化社会論実地研修(短期大学部)
- ・海外研修(短期大学部) 等

《進路支援課企画》

進路支援課にて、大学全学部 1～3 年次を対象として就職活動へのキックオフという意味合いも含め、尚且つ海外経験への足掛かりとして、毎年「MOONSHOT Abroad」と「ほしたび」の 2 つの企画を実施している。

- ・MOONSHOT Abroad では、ここ数年、夏休み期間の約 3 週間を利用し、フィリピン・セブ島にて短期語学研修を含めながら現地の企業にてインターンシップの体験を実施している。
- ・ほしたびでは、洋上就職合宿クルーズとして約 1 週間の韓国等の近郊の海外までの船旅を通して自身を見つめなおし、将来的な進路へのきっかけ作りとして実施をしている。

★平成 22(2010)年度より海外へ派遣した学生数データ(人文学部生の長期留学は除く)



上記データでも分かる通り、コロナ禍以前は、年を重ねるごとに学生の海外への関心が高まり、異文化理解への興味や英語コミュニケーション力向上を目指す学生による海外派遣数が増加していった。生憎、コロナ禍は海外渡航が制限されたことにより、学生を送り出すことが出来ない状態であったが、コロナ禍が緩和されて以降、それまで渡航したくてもできなかった学生を含め、多様化する社会で活躍することを目指して海外研修等へ参加する学生が増えつつある状況である。

B-1-③ 留学事業の推進

海外協定校からの留学生受け入れに関しては、海外協定校短期留学生規程を策定し、協定内容に基づいて、「短期交換留学生」と「短期私費留学生」に区分し、受け入れを行っている。受け入れ期間を 1 学期間または 2 学期間とし、受講するコース区分においても「日本語プログラムコース」と「学部授業受講コース」の 2 コースに定め、受講資格条件に基づき受け入れを実施している。

受講資格条件は以下のとおりである。

「日本語プログラムコース」

- ・日本語能力試験N5以上の者または日本語教育機関において150時間以上の日本語を学習した者
- ・「出入国管理及び難民認定法」における在留資格「留学」を受講時まで取得できる者

「学部授業受講コース」

- ・〔経済学部コース〕日本語能力試験N2以上に合格、もしくは受講時まで合格見込みの者、又は日本語能力試験N1で90点以上取得している者
- ・〔人文学部コース〕英語での授業科目を履修する場合は、IELTS overall 5.5又は同等以上の英語力を有する者
- ・「出入国管理及び難民認定法」における在留資格「留学」を受講時まで取得できる者

★2014年度以降の留学生年度別受入れ数一覧

		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和1年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
学部	正規	47	47	33	33	30	29	19	19	4	3	3	3	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	非正規	3	3	0	3	3	4	6	6	5	6	6	7	2	1	0	0	9	12	12	21	18	14
大学院	正規	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非正規	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本語プログラム(非正規)		0	2	0	12	6	6	5	2	2	2	7	8	3	1	0	0	0	0	1	5	7	7
合計 在籍者数(5/1現在)		55	57	35	50	40	39	30	27	11	11	16	18	6	3	1	1	10	13	13	26	25	21

★2014年度以降の国・地域別・年度別受入れ数一覧

	2014	2015	2016	2016	2017	2017	2018	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
中国	48	37	29	29	19	19	3	4	3	1	1	6	15	11
ロシア	9	9	4	1	3	2	1	1	1				1	6
韓国														
台湾		3	4	9	5	6	4	4	5	5		6	11	17
タイ														
インドネシア			2	1	3		3	1	7	2		2		2
カナダ		1	1											
フィリピン								1						
ハンガリー												1	1	1
マレーシア														2
合計	57	50	40	40	30	27	11	11	16	8	1	15	28	39

また、本学からの協定校への留学は、前述した「B-1-②大学独自の海外研修プロジェクトの推進」にて20か国、地域63の海外高等教育機関へ各プログラムの参加条件にあった留学制度にて派遣留学・語学留学・海外研修等を行っている。

(3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

・グローバル人材育成及び大学のグローバル化推進

- (1) グローバル社会からの要請に応え、持続可能社会の構築と発展に貢献できる優れた人材育成を目的として、初学者向け海外研修プログラム(語学研修・海外研修)の継続的な実施と参加者の促進に繋げるため、海外協定校との情報共有等を密に図りながら単位互換システム(UMAP)の導入に向けた具体的な運用方法の検討とオンラインによる共同授業(COIL 型教育)等の新たな教育プログラムの充実を図っていく。それにより海外留学への修学意識を高めさせ、各種研修等への参加増加にも繋げる。
- (2) 学生の留学への関心等を高める目的として英語による交流イベントの活動を促進し、留学前の英語活用の機会増やす。
- (3) 留学前後の学修成果や効果測定を図る検証ツールの導入の検討と留学後の意識調査等については学生への一斉アンケートを実施しながら、グローバル人材育成のための環境整備を行う。

・外国人留学生に対する環境整備(海外協定校短期留学生の開拓と関係強化)

- (1) 欧米・大洋州からの短期留学生(奨学生を含む)の受け入れ枠を拡大するため、従来からの短期留学プログラム及び短期日本語・日本文化プログラム等に多様な学びのスタイル(デジタルデバイスの活用等)を織り交ぜた内容の見直しを図りながら、受け入れ体制の強化に繋げるための施設設備(宿舍の改修や増設等)の充実を図る。
- (2) 海外協定校との協定を活用した教育職員の派遣等による当該協定大学との連携の活性化と関係強化に努める。更に、留学生受入れを促進するため英語による開講科目の増設を目指し、教職員のスキルアップを目的としたトレーニングツールの導入を検討する。

・副専攻「グローバル・コンピテンシー・プログラム」の運用

カリキュラムのグローバル対応(Globalization of Curriculum Policies)を行い、国際コミュニケーション能力と国際的視野を醸成する学修を初年次から計画的に行うプログラム(副専攻「グローバル・コンピテンシー・プログラム」)を全学的に推進している。また、大学コンソーシアム石川主催「学都いしかわグローバルチャレンジプログラム」との連携を図りながら学内に留まらず学外とのグローバル人材の育成に向けた運用を目指す。

[基準 B の自己評価]

国際交流・国際事業への取り組みについては、昨今、世界情勢・世界環境等に大きく影響を受けやすい状況ではあるが、その中でも新規提携校の開拓調査、現在の提携校との継続的な学生間交流活動や研究交流活動を通して、良好な関係を築いている。

コロナ禍により、一度は途絶えた渡航留学については、令和 2(2020)年度以降にそれまで渡航できなかった学生が一気に再開し出し、送り出し人数もコロナ禍前に戻りつつある。

留学生の受入れについては、アジア圏からの偏りはあるものの本学の限られた受入れ宿舍の中でより多くの留学生の受け入れが実現できている状況である。

今後、人文学部に新設される「国際英語学科」の開講と合わせて、現在の「国際文化学科」の2学科の運用において、「外国語(特に国際語たる英語)によるコミュニケーション能力」と

「自らの文化と世界の多様な文化に対する理解する力」を備えた人材の育成のため引き続き国際交流活動に向けた支援を継続していく。